

第10回平成19年6月定例会会議録(第2号)

招集年月日 平成19年6月14日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ~ 午後4時32分 散会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	野村生八	10番	赤松孝一
2番	畠山伸枝	11番	勢旗毅
3番	上山光正	12番	多田正成
4番	廣野安樹	13番	今田博文
5番	小林庸夫	14番	森本敏軌
6番	家城功	15番	谷口忠弘
7番	伊藤幸男	16番	有吉正
8番	浪江郁雄	17番	服部博和
9番	井田義之	18番	糸井満雄

2. 欠席議員

(なし)

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長 奥野稔 書記 植松ひろ子

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町長	太田貴美	代表監査委員	足立正人
副町長	堀口卓也	教育長	垣中均
総務課長	大下修	教育委員長	白杉直久
企画財政課長	吉田伸吾	商工観光課長	太田明
岩滝地域振興課長	小林哲也	農林課長	浪江学
野田川地域振興課長	平野勝彦	教育推進課長	土田清司
加悦地域振興長	和田茂	教育次長	鈴木雅之
税務課長	日高勝典	下水道課長	小西忠一
住民環境課長	藤原清隆	水道課長	芋田政志
会計管理者	金谷肇	保健課長	佐賀義之
建設課主幹	西原正樹	福祉課長	岡田康利

5 . 議事日程
日程第 1

一般質問

6. 議事の経過

(開会 午前9時30分)

議長(糸井満雄) 皆さん、おはようございます。

きょうから梅雨入りが宣言されたようでございます。大変うっとおしい日で、蒸し暑い日になりました。きょうから3日間、一般質問を受けたいというふうに思います。

前日も申し上げましたように、クールビズを採用しておりますので、上着等も脱いでいただきまして、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

ただいまの出席議員は18人であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程に従い進めたいと思います。

なお本日、建設課長の山崎課長が体調を崩されまして欠席をいたしております。きょう、あす欠席というふうに報告を受けておりまして、かわりに西原主幹が出席しておりますことを、ご報告申し上げます。

それでは、日程第1 一般質問を行います。

16人の議員から質問の通告がありましたので、通告順に従い順次質問を許します。

まず、17番、服部博和議員の一般質問を許します。

17番、服部議員。

17番(服部博和) 私はさきに通告しております、「休耕田活用によるエタノール燃料関連事業の展開を問う」について、町長にお伺ひしたいと思います。

1990年に私たちの住む京都において批准されました気候変動枠組み条約、いわゆる京都議定書は、国際社会が長い間、議論を重ねに重ねた末、確立された温暖化防止に関する最初の国際的枠組みであり、尊重すべきことは申すまでもありません。

ご存じのとおり京都議定書は、約束期間である2008年から2012年の間に、先進国の二酸化炭素等温室効果ガスの削減目標を、基準年1990年比でEU諸国が8%、アメリカが7%、我が国日本が6%の削減を想定し、遵守を義務づけたものであります。しかし、いろいろな制度的欠陥を持ち合わせていることも事実であります。

例えば、発展途上国に対して一切の削減義務を免じているわけではありますが、その結果、中国、インドなどの昨今の目覚ましい工業発展に対し、全く指導すらできないのが現実であります。

一方、全世界の4分の1にも及ぶ最大の排出国であるアメリカが、離脱したことはご存じのとおりであり、求心力と実効性が失われているのが現実であります。

現に、議定書締結国であるEUや我が国が、その目標である数値をクリアしても、世界の総排出量の2%を削減するに過ぎないのであります。

一方、中国やインドなど新興工業国やアメリカなどの未批准国は、逆に40%増加させると言われておるわけでございます。これらの国々は、将来的枠組みに関する交渉は参加しているものの、効率、向上を図るための議定書見直しなどには消極的態度に終始しているありさまであります。

このような状況下にあつて、気温の上昇は自然界において洪水や暴風雨の頻発など、被害を拡大させておるわけであります。新聞などの報道によりますと、グリーンランドや南極などの氷が

溶けて、世界の海面が最大59センチ上昇し、沿岸域の湿地が世界で約30%失われ、アメリカや東南アジア、オーストラリアの沿岸は、洪水や暴風雨に苦しめられていると聞いております。一方、ヒマラヤの氷河も溶け始めており、雪崩や洪水の被害が及ぶ恐れがあると警告いたしておるわけでございます。

私も昨年12月の一般質問におきまして、山林、田畑の乱開発によって、当町も既に影響が出ていることを述べていただいたわけでございます。では、なぜ温暖化が進んでいるのかと申しますと、第1に上げられますのは、化石燃料の使用が主原因であると言われております。そもそも地球は氷河期氷期から間氷期、そして再び氷期へという周期を、約10万年のサイクルで繰り返し、その都度、気温は上下しておると言われております。

しかし、このたびの気温の上昇は異常であり、過去30万年では見られないほど急速だと言われております。これまでの間、氷期には1万年に6度くらいの上昇であったのが、産業革命から現在までの約100年間で0.7度も上昇している現状は、通常の気温変動の10倍に近い速さだと言われておるわけでございます。このままの状態では推移すると、今世紀末のこの世界の平均気温は、1990年ごろに比べて4度上昇すると言われております。

しかし、この事態は環境保全に努めることにより、1.8度の上昇にとどめることができると、国連の報告書で示されております。そのため地球上に住み、被害を与える私たち人間は、地球を守るため知恵を出し、英知を結集して、事に当たっていかなければならないのであります。その手段として、まず、CO₂の最大排出元である自動車を使用する燃料の改善が、今見直されかけてきておるわけでございます。

例えばハイブリッド車のように、ガソリンと電気とを使い分けるシステム。また、全く化石燃料を使用しない電気自動車。また、水素を燃料とした自動車などなど、各自動車メーカーはそれぞれ社運をかけてしのぎを削っておるわけでございます。

そのようなときに日本国内でも4月下旬から、石油元売り各社がバイオ燃料をガソリンに混ぜて、新たな自動車用燃料として売り始めたことはご存じのとおりでございます。バイオ燃料の成分はエタノールであり、サトウキビやトウモロコシなどを発酵させてつくるものであり、温暖化対策として注目をされておるのでございます。

原理といたしましては、CO₂を吸収して育った植物を原料にするわけでございますので、当然、燃やしても大気に出るCO₂の増減は差し引きゼロであり、排出抑制に有効とされておるわけでございます。既にブラジルでは、石油代替燃料として定着していると聞いております。また、京都議定書から離脱したアメリカにおいても、10年間でガソリン消費量を2割減らす目標を掲げ、バイオ燃料の利用を広げていく方針を打ち出しておるわけでございます。

しかし、エタノール利用拡大の期待は大きいものがある反面、穀物や農作物の相場に影響を及ぼし、既に食料価格の上昇も招いているのも事実であります。特に、食料自給率の低い我が国におきましては、食料、また家畜の食べる飼料の大半を輸入に依存しているのが現状であります。そのため今後の食料、飼料をトータル的に考慮した場合、休耕田の有効活用は必定であると思っております。

現在、我が町には883.7ヘクタールの良田があるにもかかわらず、614.8ヘクタールのみしか活用がされていないのが現実であります。残りの田んぼ268.8ヘクタールは、生産

調整と称せられる休耕田となっておるわけでございます。しかし働き者の農家の方々は、この休耕田をただ単に遊ばせておくのではなく、酒米やソバ、大豆、小豆、ナス、野菜などを栽培して、有効に活用されておるわけでございます。ですが残念なことに、過酷な労働条件の割には収入が少なく、国や町からの補助金に頼らざるを得ないのが現状であります。

一例を挙げてみますと、最高に割がよいと言われております白大豆を、当町が誇る循環農業関連で生産いたしましても、10アール当たりの出荷額は、わずか2万400円程度であります。これに補助金として国から3万5,000円、町から3万2,000円助成があるわけですが、総収入額は、わずか8万7,400円程度しかないのが現実であります。一方、支出額は、種や除草剤、また病害虫防除、刈り取り、乾燥調整などで5万5,813円が必要とのデータが出ております。すなわち、差し引き純所得といたしましては、10アール当たり3万1,587円にしかすぎないのが現状であると言われております。

一方、この白大豆をトウモロコシにかえて試算してみますと、同じく10アール当たり生産量は約1,000キログラム、1トンとなります。1本250グラムとして4,000本というトウモロコシが収穫できるわけであり、JAに出荷する場合は、1本80円で引き取っていただけるといってございませぬ。単純に計算して、32万円の販売額となります。これにも当然、種や刈り取り諸費用等支出は伴いますが、差し引き純所得は、はるかに有利なものとなるわけでありませぬ。

また、食用でなく、飼料用のトウモロコシを栽培することも魅力があると思ひます。何せ家畜用ですので、ぜいたくは言ひませぬ。ただ量の確保さえ考えていればよいのでありますので、手間の軽減ができることが大きなメリットとなってくるはずでございませぬ。

また、最近の値上がりは著しく50%程度アップしており、今後もバイオ燃料の拡大と比例して、さらに上昇することは間違いないところであります。これらのことを勘案した場合、人が食べる食料として、また飼料として、はたまた最後の手段として食べ物を燃料にすることは抵抗があるものの、エタノール燃料として使用する方法も考えられるわけでありませぬ。

疲弊した農業に希望を与え担い手が育つ農業、働きがいのある農業へ向けて再スタートが切れるのではないかと期待をしておるのですが、町長はどのようにお考えであるのか、お伺いをしたいと思ひます。

次に、与謝野鉄幹、晶子ご夫婦ゆかりの地として、江山文庫を核としたところの文化の振興と、町おこしが考えられないか、教育長にお伺いいたします。

さて、私たちの住むまち、与謝野町も誕生して早くも1年が経過いたしました。思い起こせば1市10町での合併構想に始まり、1市4町の合併を模索し、難産の末やっと3町で誕生したこのまちを、元気で夢のある、本当に合併してよかったとだれもが感じれるまちへと、成長していかなければならないと思ひております。

そのためには町理事者だけにゆだねるのではなく、議会も職員も、また町民の方々も一丸となって事に当たっていくことが大事だと思ひておるわけでございませぬ。

しかし、その一方では私たちの国は、何か正常とは言いがたい状況に陥っているように思ひてならないのであります。毎日のようにテレビ、新聞等で報道されている殺人事件、最も罪が重いと言われております親殺し、子殺しなどの尊属殺人までもが平然と行われている問題を初め、企

業においては粉飾決算、リコール隠し、また、雪印や不二家に見られる、一番繊細な対応が求められておる食、これの安全に対する倫理観の欠落。また、最も近い事件といたしましては、介護にまで食べ物にしたコムスン問題。はたまた政治家の賄賂、汚職などなど、本当にこの国の行く末を案じて憂いているのは、私だけではないと思うのであります。

せめて私たちの町だけは、いや、私たちの町から人が人として真っ当に生きていける、平和で優しいまちづくりを発信し、ひいては、それが町おこしにつながればと思っております。

ご存じのとおり私たちのまち、与謝野町の町名は、公募によって決定されたわけでございます。このネーミング募集に当たっては、与謝野町として応募された多くの方々、我が町とゆかりの深い与謝野鉄幹、晶子ご夫妻をイメージされたと思っております。このご夫妻は今さら申し上げることはないと思いますが、夫を愛し、妻を愛し、子供を愛し、そして歌をこよなく愛されたことは、つとに有名であるわけでございます。その愛が深いゆえ、戦地へ招集されていく弟、篤三郎に対する思いを歌った「君死にたまふことなかれ」は、つとに有名であり、この歌により後世、晶子は反戦家としての名を残すことになったのであります。

しかし、中には「水軍の大尉となりて わが四郎 み軍に行く たけく戦え」などの歌をたてにとり、晶子の平和主義は欺瞞であると決めつける方もありますが、この時代、表現の自由が束縛され、晶子らしさを消失させ、それを強制する時代であったとは事実であるわけであります。

また、夫・鉄幹に対する愛はことのほか深く、結婚前の山川登美子との鉄幹をめぐる恋争いは、京都粟田山、旅館「辻野」の・・・が証明しているところであります。

その後、明治34年に結婚いたしますが、生涯に13人もの子宝に恵まれるほどになります。この間に夫・鉄幹が欧州へ外洋するとき、船を見送ったそのときから寂しく寂しくなり、翌年、シベリア鉄道経由で、単身パリまで追っかけて行くという情熱家でもあったわけでございます。

長旅の末、やっとたどり着いた5月のパリの停車場は、一面花が咲き乱れ、その情景を歌った歌に、かの有名な「ああ五月 仏蘭西の野は 火の色す 君も雛罌粟 我も雛罌粟」があります。

また、13人の子供の中に、次男の秀氏がおられますが、この方が現在、自民党の代議士である与謝野馨氏のお父上であり、長年、外交官を務められた方であると聞いております。

与謝野馨氏は、だれでも知っておるほどの大物政治家であります。歌人の家系に政治家とは異なるものと思われがちですが、実は、鉄幹氏は大正4年3月に、衆議院議員選挙に与謝郡より立候補されておるわけでございます。残念ながら当選には及びませんでした。演説が大変おもしろく、聴衆は大喜びであったと当時の新聞は報じております。

このよう礼蔵生誕の地であり、鉄幹、衆議院選挙初出馬の地でもあるこの与謝野町は、もっともこの一族とのかかわりを持ち、関係を深くしていてもよいのではないかと感じております。

また、ご夫妻は幾度となく丹後を訪れておられます。中でも昭和5年5月21日には、岩滝小学校にて講演をされ、その後、友人である岩滝の歌人、小室洗心氏とともに一字観に登り、その美しさに感動し、その思いを歌に詠まれております。「楽しみは大内峠に極まりぬまるき入江と一筋の松」であります。

さらに男山の八幡神社には、「御柱にわが師のみ名の残るにも額ずき申す岩滝の宮」の歌碑が、昭和35年4月に建てられております。

ほかにも江山文庫にも歌碑は見られますが、極めつけは故郷を思う歌であります。「帰り来て家はなけれど与謝郷行方は皆父のふるさと」、このように、ふるさとに対する思いは強く感じられるわけであります。

そのふるさとである与謝野の地に住み、その地を守り育てようとする私たちは、その思いにこたえるべく縁にすがっていてもよいのではないかと考えるわけでございます。

かつて加悦町では、俳句と短歌の道しるべ事業を展開しておられました。

この事業は、滝、金屋地区において、当地ゆかりの俳人、歌人の句碑、歌碑を建立し、文化の向上とともに入り込み客の増を図るものであったようであります。

平成6年に江山文庫中庭に晶子の碑が完成し、そこへ導く道すがら4基の碑を建てておられます。道の駅でバスを降り、親水公園の蕪村の碑に始まり、道の駅の礼蔵の碑を周り、鉄幹、高浜虚子の碑を経て江山文庫へ誘うという、何ともロマンチックな事業であったようでございます。

また、江山文庫俳句大賞と称し俳句の発表会も行われており、ことしで12回を数えております。この間には、多くの名句が生まれております。この作品の選者として、高浜虚子の孫に当たり、日本伝統俳句協会会長の稲畑汀子氏とか、NHK、BS俳句王国でおなじみの俳人協会理事である倉田紘文氏など、そうそうたる方が携わっておられます。

また、小ツアーも毎年実施されており、15人程度の参加者を募り、11月3日の滝、施薬寺、家宝の屏風ご開帳に合わせ、蕪村の母の墓を参拝し、歌碑めぐりと江山文庫を有機的に結合し、秋のひとときを文化に親しむ企画とされてきております。

しかし残念なことに、このようにすばらしい企画も、わずか少人数の人たちにしか知られておられず、返す返す残念であります。今後はこれらの企画にさらに工夫を加え、また、新しいイベントもつくり出しながら、町内外に積極的にPRし、地元民との交流を図りながら歌や俳句、さらには書、絵画にまで親しめる環境をつくり出していく必要があると思われませんが、教育長はどのようにお考えなのか、ご所見をお伺いし、第1回目の質問とさせていただきますと思います。

よろしく願いいたします。

議長（糸井満雄） 答弁を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 皆さん、おはようございます。

本日からの一般質問、16名の方の通告がございますけれども、一生懸命、答えさせていただきますと思います。

まず第1点目、服部議員ご質問の、休耕田活用によるエタノール燃料関連事業の展開について、お答えいたします。

議員ご指摘のように、平均気温の上昇や海面上昇など、二酸化炭素の増加による地球温暖化の危機が叫ばれており、1台の車が年間約2.3トンもの二酸化炭素を排出することを考えますと、化石燃料にかえてバイオ燃料は地球を救う決め手になるのではないかともいわれております。

一方、休耕田、すなわち減反や人手不足などにより耕作していない田畑は、全国には38万ヘクタールもあるというふうにならわれており、水田を米生産に利用している比率は60%にすぎず、耕作放棄地は年々増加傾向にございます。

当町でも米をつくらぬ生産調整面積が、先ほどおっしゃいましたように268ヘクタールあ

り、このうち転作作物を作付けしていない保全管理及び調整水田は、約92ヘクタールでございます。これらの土地を活用して、今盛んに言われておりますバイオ燃料向けの作物として、例えばトウモロコシを栽培してはどうかというご提案であろうかというふうに思います。

まず、バイオ燃料の活用状況と国内における現状について触れてみたいと思いますが、バイオ燃料の種類の1つに、バイオディーゼルとバイオエタノールがございます。

バイオディーゼルは、当町でも給食センターの配送用トラックに活用する府内初の試みを、平成17年9月から行っておりますし、全国的にも廃食用油を回収し、ごみ収集車や市バスなどの公用車に、軽油代替え、または軽油混合燃料として導入されたり、菜の花プロジェクトなど市民活動の取り組みとして菜の花を植え、食用油として使用した後に回収し、簡易な施設で精製した燃料を、農耕車や公用車に導入する事例も増加していると聞いております。

ちょうど昨年の9月7日にタイ国の産業経済エネルギー機構、国のそういう機関、環境省のようなものですが、代替えエネルギーの開発部長としてタイ国から数名の方が、この与謝野町にも来られまして、国王の命令で今の地下の油田のそうした化石燃料ではなくて地上の緑の、つまり畑の油田として、そうしたことを研究するようという使命を受けて来られまして、それをわざわざ与謝野町まで足を運んでいただきました。そういうこともありまして、バイオディーゼルにつきましては与謝野町においては、非常に先進地であるのではないかというふうには考えております。

しかし一方で、バイオエタノールはトウモロコシ等のでんぷん質をアルコール発酵、あるいは蒸溜して精製されるもので、日本では体積量3%までガソリンと混合として、利用することが許されているようでございます。

これは揮発油等の品質の確保等に関する法律、略して品確法により3%までの混合に制限されているもので、給油設備の改修など燃料流通段階での水分混入防止に施設経費がかさむことや、国産の穀物や食用向け価格で供給して製造していたのでは、ガソリンとの価格競争に勝てないといった、そうした理由からエタノールの利用は進んでおらず、現時点では全国6地区でE3、すなわちエタノール3%の実証実験が、進められているにすぎない段階にあるというふうに伺っております。アメリカなどに比べますと、この分野では日本はまだまだ後進国であると言えるようでございます。

最近、国内のオレンジジュースの価格が各社とも値上げされたと報道されていますが、背景にはブラジルにおいてオレンジ畑をあきらめて、バイオエタノール用にサトウキビ畑への生産転換が図られているということが、市場を刺激してオレンジの高騰をもたらしている最も大きな要因となっているようでございます。

また、アメリカにおいてはトウモロコシの全生産量のうち、エタノール用に振り向けられる比率が、来年度は27%に達する見通しとなったとの報道もございます。このようにバイオ燃料を製造するシステムの構築と採算性が確保されている国においては、有効な施策として農業生産に生かすことができますが、残念ながら日本のようなバイオ燃料の後進国においては、販路や、あるいは価格の面で非常に不安がありますので、なかなか農家の理解と意欲を促す施策には、まだまだなり得ない現状にあるのではないかとこのように思っております。

したがって、今すぐトウモロコシや他の資源作物の生産を推進するというにはなりま

せんが、低迷する農家にとって新しい分野の開拓につながる貴重な提言であるというふうに思いますので、中長期的な施策として位置づけ、国の動向を注視しながら検討を進める価値があるのではないかというふうに思っております。

また、家畜飼料としての採算性についてでございますが、労働条件や栽培のノウハウの面では米よりもトウモロコシの方がリスクが多く、気象条件等に大きく左右される比較的デリケートな作物で、しかも飼料用となりますと、よほどの価格の高騰を招かない限り、現状においては、そう高い価格で取り引きできることにはならないであろうというふうに考えますと、労働力対収益の面で、なかなか農家に推進することは難しいのではないかというふうに思っております。

いずれにいたしましても、今後の休耕田対策を考えますとき、大変参考になる時流に乗ったご意見をいただきましたので、今後、十分検討していきたいというふうに考えております。

以上、貴重なご提言をいただきましたことにお礼を申し上げ、答弁とさせていただきます。

議長（糸井満雄） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） 服部議員の与謝野鉄幹、晶子、それから礼蔵と文化、町おこしを問うという私へのご質問に、お答えしたいと思います。

議員さん、先ほど紹介されましたとおり、この与謝野鉄幹、晶子夫妻、そしてその鉄幹のお父さんであります礼蔵氏につきましては、もう改めて私の方から述べることはございません。先ほどる説明をいただきましたので、その研究に敬意を表する次第でございます。

そしてまた、俳人でございます与謝蕪村、ちょうど蕪村が与謝という姓をつけたのは、宮津に遊びに来てこの地で遊んだと。一説によりますと、母親が与謝の出身であると、そういうことにちなんでということのようでございます。

いずれにしましても、宮津、この地に蕪村が遊んだ後、与謝という姓を使ったということにつきましては、非常にゆかりの深い方だったと思っております。

次に、服部議員さん、先ほどずっとる旧加悦町におきます、この文化遺産の活用につきまして紹介されておりました。まさに旧加悦町におかれましては、この郷土にゆかりのある先人の方々の業績をしのぶとともに、それを検証しながらそれで町おこしを図っておられた、その取り組みというものに対しましても、改めて敬意を表する次第でございます。その中心をなす施設といたしまして、先ほどご紹介のありました江山文庫を核にしながら、そうした事業に取り組んできておられました。

おっしゃられるとおり、平成16年10月にオープンしております。そして当時から合併までは、旧加悦町の企画調整課が所管し、この運営に当たっていたと、そのように伺っております。合併の事務調整の中で、その施設の管理が、私どもの方にゆだねられたということになっております。

いずれにいたしましても江山文庫を中心にしながら、江山文庫では鉄幹、晶子、それから礼蔵の直筆の館の所蔵品ですね、寄贈品22点を中心にしながら、その鉄幹、晶子、そして礼蔵さんの紹介、そしてその業績を広く紹介しているところでございます。

昨年も、これにかかわります企画展を5回開催しております。そしてまた、ただ展示するだけではございません。学芸員による展示の解説を行うなどしながら、その運営に当たっているところでございます。しかしながら、残念ながらその取り組みが広く町民の方々に知られているかと

申しますと、若干、残念にも思う状況がございます。

それからまた、先ほどいろいろ町外から多くの方がお見えになるわけでございますけれども、その江山文庫を訪れていただく方も、昨年度では2,590人という数字でございます。2,590人の方が訪れていただいたと、これがちょっと頭打ちの状況になっていることも、ひとつ私どもの課題になっておることも事実でございます。

いずれにいたしましても、江山文庫の入館者の増ということが、先ほど議員さんが紹介されておりましたいろいろな歌碑、句碑、そしてゆかりのあるところ、そうしたところを訪れる方々の、これはもうバロメーターということになりますので、私どもはこの入館者増に向けて、いろいろ考えていかなければならないと、そのように考えておるわけでございます。

議員さん、与謝野鉄幹、晶子、礼蔵を通しての町おこしということ、それから文化の振興ということをお尋ねがございました。

実は、やはり鉄幹、晶子につきましては、もう先ほどご紹介されましたように、国民的歌人でございます。したがって全国各地で、それぞれゆかりのあるところにおきましては、さまざまな関連のイベントを行っております。それだけ、このご夫妻につきましては人気があると申しましょうか、親しみのある歌人であるわけでございます。

したがって、私どもも今考えておる1つのことといたしましては、大手新聞社主催で、先ほどお話にございました与謝野馨氏を名誉会長としております与謝野晶子短歌文学賞という、そういう企画をし、事業を行っておられます。この賞は、先ほど述べましたように、晶子ゆかりの地でその発表会等を行っている事業でございます。したがって、その応募者も1万人ほどを超えるというような状況のようでございます。したがって全国各地へのPR、いわゆる与謝野町を与謝野鉄幹、晶子夫妻につきましてはPRするには、非常にいい事業だろうと、そのように思っております。できましたら、これに手を挙げまして、そしてこの地でも与謝野晶子短歌文学賞の表彰式等を行えば、一つの大きな全国への発信になるのではないかと、そのように思っておるわけでございます。

さらに、先ほどご紹介がありましたように、江山文庫の事業として江山文庫俳句大賞の事業を平成8年から行っております。ことしで12回を数えることとなります。今では全国各地から400名ないし500名の応募があります。そして全国的にもこの賞につきましては、同好の士の間では認知されている事業でございます。本年からは、旧3町にそれぞれ俳句の会がございます、それらの方々の全面的な協力を得て11月25日に実施する運びで、今作業を進めているところでございます。

ちなみに、ことしの募集のテーマは町の花「ひまわり」、そして基幹産業の1つであります「きもの」と決定しております。子供から高齢者までだれでもが投句できますので、町内からさらに大きく広がっていくことを期待している次第でございます。

さらに、将来的には俳句だけではなく、与謝野鉄幹は短歌の方がございますので、できますれば短歌の全国公募も行い、そして短歌と俳句のまち、与謝野町を全国的にアピールできたらとも考えておるところでございます。

また、次に国民文化祭が23年に京都府で開催されます。この国民文化祭といえますのは国体と同じように、いわゆる文化の国体と言われておりますように、都道府県を持ち回りで開催をし

ております。23年には京都府で開催され、府内全域で演劇から文芸など30を超える種目が、そこで繰り広げられることになっております。したがって、全国からの京都府への入り込み客は、国体を上回るとも言われておるわけでございます。

町といたしましても議員さんご指摘の、この文化資源を生かした種目を誘致するように考えておりまして、府へ要望をしているところでございます。国民文化祭を使って、広くまた全国に与謝野町、そして与謝野晶子、鉄幹、礼蔵、そして蕪村を通した与謝野町の存在の全国発信が行えるんじゃないかと、そのようにも考えておるところでございます。

いずれにしましても、冒頭でも申しましたように江山文庫を核として、旧加悦町で取り組まれてきましたそうした事業等を、大切に継承、発展させていきまして、文化の香りの高い町として町おこしにつながっていければすばらしいことだと、そのように考えておる次第でございます。

いずれにいたしましても、議員さんが先ほどいろいろご紹介されておりましたように、議員さんに今後ともひとつご指導や教授等をお願いいたしまして、答弁とさせていただきます。

議長（糸井満雄） 服部議員。

13番（服部博和） 町長、教育長にご答弁をいただきまして、どうもありがとうございました。

ほんこの前、ドイツのハイリゲンダムにおきまして、G8サミットが開催をされまして、安倍首相が大変元気にこの排出ガスの問題を発表されておったということは、十分承知をいたしております。

しかしながら2050年までに、温室ガスの半減ということは決まったようでございますけれども、数値目標等が定まらず、ただ漠然としたことに終始したというふうに新聞なども報道しておるわけでございまして、やはりもう少し全世界といたしましても、この問題に積極的に取り組んでいく必要が、あるではなからうかなと思うわけでございますけれども、一町会議員としては、何らこのぐらいのことしかできないのが、大変残念であるわけでございます。

しかしながら、先ほど町長の答弁の中にもありましたように、化石燃料とかわる緑の油田というようなものを、今交流があるというようなお話を聞かせていただきまして、これは大変いいことであるし、もっともっとこれを活用し、やはりこの与謝野町から、それらの先鞭をつけていくんだというようなことを、ぜひお願いができないかなというふうに考えております。

具体的な内容につきましては、また中期的に考えていきまして、いろんな方向を模索していただければいいわけでございますけれども、やはりこれらをスタートを切ることが、まず大切ではなからうかなというふうに考えておりますので、ぜひそういう取り組みには、積極的にお願いがしたいというふうに思っております。

先ほどの1回目の質問の中でも申し上げましたように、実際、一昨年23号台風のときには、この加悦町を初めといたしますところの私たちの町にも、いろいろと大きな被害が出てきております。これをただ単に台風の影響としてとらまえるのか、やはり根底には温暖化という問題があり、それらから波及しておるのかということも謙虚に考え直し、町民の一人一人が日常生活におきましても、温暖化対策というものに積極的に取り組んでいただくようなPRも、町としてはまたお願いをしたいというふうに考えておるわけでございます。また2回目のご答弁を、お願いしたいと思います。

また、教育長のご答弁でございますけれども、大変丁寧なご答弁をいただきましてありがとう

ございました。

特に、新しく情報を聞かせていただきましたのが、晶子短歌文学賞に手を挙げていきたい。それからまた国民文化祭、文化の国体というのが23年に京都府で開催されると。またそれにも積極的に参加をしていきたいというような、ご答弁をいただいたわけでございます。

大変結構なことございまして、やはりこれだけ偉大な歌人、俳人の生誕の地でありますこの与謝野町が、町の名前にまでいただきましたこの「与謝野」という名前のところを、十分これを活用していただきまして、そして文化の発信というものを今後もお願いがしたい。

それからまた、いろいろとこの地を訪れる方が、そう発信することによってあると思います。やはりその方々の受け入れ体制というものも、商工観光課の方で十分調整していただきまして、おもてなしということの心を忘れないようお願いがしたいということも、あわせてお願いをしておきたいというふうに考えておるわけでございます。

町民の方々も、与謝野鉄幹さんだとか晶子さんだとかというお名前は、知っておられる方が大半であると思いますけれども、その方々がどういう気持ちで、その作品を書かれたのかと、そういう作品をつくられたのかというようなことは、ほとんど知られていないのではなかろうかなというふうに思います。

町外に発信するだけではなく、この与謝野町の町民として晶子さん、鉄幹さんが、町外に出ましても、私の町にはこういう方がゆかりの地でおられるんだ、その方はこういう歌をつくっておられる、こういう気持ちでつくられたんだというようなことが、いわゆる解説できるところにまで、やはり高めていただきたい。そのためには、日常から俳句だとか短歌に親しむ機会、また、そういうことを十分知らせていく機会、勉強していく機会というものも、十分教育委員会の方でつくっていただき、そういうようなことに向けてのいわゆる教育と言いますか、向上をひとつお願いをしたいというふうに思っております。

何か取りとめのない2回目の質問になりましたけれども、先ほどの町長には緑の油田につきまして、今後どういうふうな対応で臨んでいただけるのかということと、それから教育長におかれましては、町民に対しますいわゆる文化の交流につきまして、具体的にどういうお考えがあるのかさらにお伺いをしまして、2回目の質問にさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） 2回目のご質問にお答えいたします。

休耕田対策は正直に申し上げまして、どこの自治体も頭の痛いところでございます。したがって、休耕田を有効に活用できるそうした手段は、少なくとも当町ではこれといって打っていませんでしたというのが現状でございます。

しかしそうした中で、1つヒマワリ畑の取り組みが、ことしは町の花にもなりましたけれども、あのヒマワリから油を取って、そしてバイオディーゼルのそうした燃料にかえて、それでそのヒマワリ畑を、耕運機なんかはそのオイルを使って耕していこうというようなことで、1つのあの小さい空間ですけど、あそこでの循環型のそうした試みをやろうということで、ことしはただ単に花を見ていただくだけではなく、そのオイルを利用したそうした格好の実験的な形を、やるというふうなことも計画をしております。

しかしご指摘のように、なかなか燃料用のそうした作物をつくるということは、非常に将来的には大変有効な手段になっていく可能性を、秘めているのではないかというふうにも考えております。これまで農家の皆さんは愛着を持って、食料向けのお米や野菜を育ててこられましたので、その農地で燃料向けの原料をつくるというのは、農家にとれば幾分かのそうした戸惑いがある、あるいは発想の大転換にもなることではないかというふうに思います。

しかし考えてみれば、目の前に田んぼがあるのに米をつくってはならない、非常に厳しい生産調整を乗り越えてこられた農家の皆さんですので、燃料向けの作物をつくることには、それほど抵抗感もなく、柔軟に対応されるのではないかとともに思います。

したがって、要は販売先が確保され、採算が合うということが必須条件になってくるのではないかというふうに思います。今はまだバイオ燃料が、実用的規模での取り組みになっていない現状ですので、それにはもう少し時間がかかるのではないかというふうに思っております。

先日、4月24日に京都駅裏のアバンティ9階の大ホールで、バイオ燃料にかかる近畿ブロック説明会が開催され、農林課長を出席させましたが、農林水産省主催の説明会で近畿一円から市町村、あるいは農業団体、食品業者、消費団体、民間企業、NPOといったいろいろな分野の方が400～500名参集され、非常に熱気を帯びた会場の雰囲気、さすがにバイオは、今、脚光を浴びているんだなというふうなことを感じたという報告を受けております。

冒頭、審査官から話がありましたのは、なぜバイオ燃料の説明を農林水産省がするのかという、そうした素朴な疑問を持たれるのですが、それは資源作物の生産というところに、支点、力点を置いているからだということでございます。まさに服部議員ご質問の趣旨のとおり、国として資源作物に期待している方向にあるということでございます。

昨年3月、新たなバイオマス日本総合戦略が閣議決定され、これを受けて9月の所信表明演説で安倍総理が、バイオマスの利用の加速化を弁明し、11月には松岡農水大臣に国産バイオ燃料の大幅な生産拡大を指示し、12月には平成19年度予算概要決定として、バイオ燃料関係109億円が措置されたというふうに聞いており、今後、加速度的に、この分野は開発が進むのではないかというふうに思っております。

また、少し前のNHK番組で、減反政策でできた休耕田で米を栽培するという。結果として、皮肉な事例が紹介されておりました。耕作放棄地となった農地を復田して、バイオエタノールの原料となる米を作付けするというものでございました。トウモロコシやサトウキビだけではなく、米もバイオ燃料にできるという点で、非常に興味を持ったところでございます。農家の方もトウモロコシは無理でも、米なら何とかといったお気持ちを持たれるのではないかというふうに推察しております。

米を原料とする取り組みについて、先日の記事を紹介いたしますと、東大創立130周年事業の1つに、大学院の研究グループが稲を丸ごと燃料にしたバイオエタノール製造の産業化を目指す計画「イネイネ・日本プロジェクト」を立ち上げられ、産・官・学・民連携で、稲の生産から販売までを行い、産業として成り立つことを実証する目的で、将来的には実用化に向けたプラントを建設する計画でスタートするようでございます。やはり日本で全国的に生産するには、トウモロコシやサトウキビよりも適しているのではないかというのが、稲を原料にするそうした理由だということでございます。

いろいろ申し上げましたが、今後どのような展開になるにせよ、資源作物をバイオ燃料に活用することは、将来の農業にとって期待の持てる明るい材料になり得るのではないかというふうに思っております。

これまで農業は、広大な大地にその恵みを求めてきましたので、今後はその大地に恩返しをする意味でも、農業が率先して地球環境を守っていく姿勢が重要だと思っておりますし、自然循環農業を既実践しております当町にとっても、引き続き、その役目はあるのではないかというふうに改めて感じているところでございます。

以上、思いの一端を述べさせていただきます、2回目のご答弁とさせていただきます。

議長（糸井満雄） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） 2問目にお答えさせていただきたいと思えます。

まず、町外へまだまだ発信していく方法があらへんかと思うわけでございます。ご存じのとおり旧加悦町、今は加悦地区でございますけれど、加悦地区にはちりめん街道というのがございます。そしてその会が十年になんなんとする活動を、地道に続けてこられております。その成果の1つとして、17年12月に加悦の伝統的建造物群の国からの指定を受けて、さらにそれをバネにしながら、さらにちりめん街道の活動を、まさに本当に地道でございますけれども、営々として続けておられます。

そして、このちりめん街道を訪ねて来られる方も、年々ふえていく状況がございます。その人々たちを、今度はちりめん街道で活動されている方々の協力を得られれば、その方と連携して江山文庫への道筋をたどっていただくというのも、1つの発信の方法だろうと、そのように思っとる次第でございます。

それから、また内については、まず何よりもひとつ旧加悦町以外の岩滝町、それから野田川町の方々に、一度、江山文庫を訪れていただきたいと、そのように思うわけです。そこでは先ほども申しましたように、学芸員が解説もしてくれます。その中で、与謝野鉄幹、晶子、そして礼蔵、そして蕪村等を知っていただければ結構だと、そのように思っております。

また1つの方法としては、現在、町報の中で与謝野町の文化財の紹介をさせてもらっております。そのような形で、学芸員の方からその町報に、この方々の紹介等をしてもらえば、これも1つの方法だろうと思えます。

それからまた学校教育の中で、またはいろいろな総合的な学習だとか、そうした時間の中で、取り上げてくれればいいんじゃないかと思っております。

いわゆる俳句の方は、特に与謝野小学校の方が特色ある学校づくりの中で、俳句の方に取り組んでおります。残念ながら短歌でございませんので、またその方でも、ふるさとを知る1つの教材として、学校の方にも活用できないか打診してみたいと、そのように思っております。

雑駁な答弁でございますけれども、答弁とさせていただきます。

議長（糸井満雄） 服部議員。

13番（服部博和） どうもご答弁ありがとうございました。

以上で終わります。

議長（糸井満雄） これで服部博和議員の一般質問を終わります。

ここで休憩をとりたいと思えます。35分でございますので50分まで、15分間休憩いたし

ます。

それでは休憩します。

(休憩 午前10時33分)

(再開 午前10時50分)

議長(糸井満雄) 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、3番、上山光正議員の一般質問を許します。

上山光正議員。

3番(上山光正) 皆さんご苦労さんです。

ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず、私は与謝野町の幼保を含む、小中学校における学校選択制についてを、お尋ねしたいと思います。これは教育長にお世話になりたいと思います。

保護者や児童が自由に就学先を選ぶことができる、こうした学校選択制の導入促進、また、特色ある教育の実現など、学校の実績にも応じた予算配分するなど、過日、第2次報告、最終案骨子が新聞等で報道されたわけであります。

検討課題もまた多いわけですが、ここでは行政区内の就学区域の弾力的運用を図るため、つまり新入学児童や生徒、及び他の市町村からの転入生について、保護者が教育委員会に申し出ることにより、就学区域にとらわれることなく与謝野町の幼稚園、保育所、そして小中学校のうちから、就学する学校など自由に保護者が選択することができる。こういう学校選択制の導入や、学校の統合実施も視野に入れまして、こういった流れかどうか、教育委員会の考えを伺うわけであります。

報道によりますと、市町村の教育委員会が、児童生徒の就学する公立の小中学校を指定する前に、保護者の意見を聞いた上で希望を反映させる制度であります。2006年度の内閣府の調査では、小学校の14.9%、中学校の15.6%が導入をされているわけであります。

保護者へのアンケートの調査、導入賛成が64.2%、そして、これに対し反対は10.1%とのことでございます。学校側にも競争意識が働いて、教育の質の向上にもつながるとの見方する一方で、学校間の格差の拡大も、また懸念をする意見もあります。

地域の実情に合わせて児童生徒と保護者が、希望や個性、能力に応じて学校を選択できるようにすることで、児童生徒が多く集まる学校、そして特色の発揮できる、こういった積極的に取り組む学校には実績に合わせて、予算を配分するというふうに言われております。

また、徳育も従来の教科とは違った方向で新しい教科と位置づけ、点数では評価せず、小学校で1週間の集団宿泊体験、中学校でも1週間の職場の体験活動など。一方では地方自治体では父親の子育て参加支援、そして訪問家庭教育支援などの施策を充実させるとともに、生命や家族の大切さ、そして子育ての楽しさを理解する機会を拡充し、幼児教育の無償化の検討。そして就学前教育について保護者負担を軽減するなど、課題を抱える子供や保護者の問題解決に当たるといたしております。

今日までの学校選択制の事例では、保護者が共稼ぎであったため、指定校の選択制、この事例につきましても、留守家庭を理由にする指定変更、これは山形県の米沢市。また、いじめ、不登

校に関連した指定校の選択制の例は、不登校解消のための指定学校の変更、これは静岡県でございます。

さらに転居に関連した指定校の選択制の事例は、友人関係に配慮した就学校の指定、これは鳥取県の米子市でございます。

そのほかに東京都、広島、埼玉、十数県が事例としてあるわけですが、特例として日本語教室のある学校ということで、外国人の児童、そして生徒の受け入れ体制のある指定学校の変更ということで、長野県の諏訪市は、これは別といたしまして、社会問題にかかわる指定校の変更が、大半を占めているわけでありまして、市町村合併によって、区域外の就学の推進は、全国に広がっている傾向にあると思います。

居所、住んでいるところですね、住民登録が異なる場合、区域外の就学は住民登録地との協議が必要であったわけですが、合併によって、その行政区域が取り払われた。つまり居所の学校への区域外就学との内容、許可理由の制限枠が、ただいま申し上げましたとおり外れたことによりまして、学校統合計画の実り、これにはまだまだ時間を要するというのが現状であります。

そういった中で、保護者が望む就学を最優先に考える時期到来かというふうに思いますが、それに加え教育環境の整備、学校選択制の導入、これに乗せる調査研究が教育委員会の喫緊の課題かと思えます。

あわせて保護者、住民の理解が、それに倍して必要なことは言うまでもありません。制度導入のねらいは、保護者の住所地によって就学の学校が指定される仕組み、これは今日までの仕組みですが、それを保護者、児童生徒が行かせたい、また行きたい、こういった学校が選択できる仕組みに変わることによって、保護者や児童生徒の選択幅が拡大してきます。これにより公平性、平等性にこたえることができると私は思います。

この制度が特色ある、魅力ある学校づくり、開かれた学校づくりを推進することとなり、そればかりか学校選択制を通じて、生徒、児童が自己を確立するとともに、多様な価値観をお互いが認め合い、そして目標に向かって生きる力を身につけ、その子に合った自主的な生き方、あるいは個性を伸ばし、魅力ある教育風土をつくり上げていくのではないかなというふうに思います。

児童生徒及び保護者に学校選択制の趣旨を理解していただき、各学校の特色ある教育活動に共感と理解をいただいた上で学校を選択してもらおう。こういうためにも学校選択制に向けた情報の提供を望み、広報等に掲載することが必要かと思われませんが、この点も教育長の見解を、お尋ねしておきたいと思えます。

それから2点目ですが、与謝野町の公用車は適正台数となっておりますかというお尋ねをしたいと思います。また、私用車、これは自分の車ですね、これを公用車に転用時の運転の経費負担等について、お尋ねしたいと思います。

合併によりまして庁舎間の移動頻度が非常に高くなってきたわけですが、私用車による公務回数もまた激増しております。こういった中で私用か公務かの判断が、住民の皆さんにもなかなかわかりづらいというばかりではなく、事故防止には管理ができていると思うわけですが、私用車の経費負担の部分は、適正な処理ができているかどうか。

また、3町の適正台数とはどういう数になるのか。つまり自家用のバスですね、それから普通車、トラック、軽トラック、軽自動車、単車、自転車等々があるわけですがけれども、研修用のバ

スの利用の範囲、これは今回、自家用車と位置づけられておるわけですがけれども、18年度のバス利用の状況ですね、これは出勤回数がどれくらいあったのか。また、バス運用の人件費を含めた経費は、18年度でどれくらい要ったのか。

今年度から各種団体のバス使用に、制限枠ではないかもしれませんが制限が加えられ、変更があると聞いているわけですが、利用する側からの感覚は、与謝野町になって何でもかんでもカットと、このように映ってくるわけですが、いかがなものかなというふうに思います。

過日も我が委員会も、研修視察のバス利用につきましてお話をさせていただいたんですが、その中でも、できるだけ庁舎の所有の公用車を使ってくださいというようなお話をお聞きしたわけですが、住民からすると、いろいろな事業にバスの運用願を出しても、なかなか許可が下りないというようなことを聞くわけですが、またしても議員は、そういった中でバスを使うのかという反論さえも耳にしているわけでありまして。この辺のところは、どのようにお考えなのか、お尋ねしておきたいと思います。

考え方としては、使用実態などを踏まえた上で、大きなワゴン車よりも軽自動車への転換、環境負荷の少ない自動車の導入も肝要かと思われまして。

次に、側溝の泥上げと搬出処理についてをお尋ねするわけですが、旧町単位で汚泥処理が大きく異なっておりました。加悦、野田川地域と岩滝地域の住民サービスの格差が、非常にあったわけですが、今後の取り組みとして、全地域にせめて汚泥搬出車の出勤、これは既に加悦町は行っておられると思うわけですが、受益者の協力体制の確立が目指せないかということをお尋ねするわけですが。

岩滝地域の住民にとりまして、春祭りの前の町内一斉清掃、溝の清掃ですね、これは町政施行以来、八十有余年もの環境保全に努めてきたわけでございます。衛生的なまちづくり施策として継承され、そして恒例化した事業であります。加悦、野田川地域とて、同じ思いであろうかと思っております。しかし異なるのは、財政面から連動する住民サービスの観点と視点、及び価値観の違いじゃなかったかなというふうに私は思っております。

合併によって、想像以上のサービスの低下を感じる岩滝地域の住民の皆さんの声、この汚泥処理の関係も、そのうちのたったほんの一部。走り出した車も、直角に曲がることは非常に危険だと同じように、やはり緩やかなカーブの箇所も必要かと思っております。本来、道路側溝のこの側溝にかかわる汚泥の処理責任は、さまざまな要因と原因が考えられますが、最終的には道路管理者に汚泥の処理責任があります。

昭和54年、厚生省の回答は、道路側溝等の清掃を行った際に発生する泥状のものは産業廃棄物。また、それに加わっております紙類、木は一般廃棄物とみなしております。国、地方公共団体が、これを除去するというふうにも言われております。この件を、お尋ねしておきたいと思っております。

以上です。

議 長（糸井満雄） 答弁を求めます。

垣中教育長。

教 育 長（垣中 均） 上山議員の私への質問に、お答えをいたします。

初めに、教育委員会の考えというふうにおっしゃられましたし、あとは教育長のお考えという

ことをごさいました。教育委員会で、お尋ねの点につきまして協議したことはございませんので、したがって、私の私見というところで答弁をさせていただきます。

就学区域の選択制のお尋ねでございますけれども、現状はどうかと申しますと、まず、私たちの所管します幼稚園につきましては2園ございます、岩滝と三河内でございます。幼稚園につきましては通園の区域、これは条例で規制はしておりません。だから与謝野町全域が、通園区域になります。

所管は違いますけど、保育所、保育園につきましても区域は設定しないと、そのように理解してるところでございます。

学校だけが条例で、就学、それから通学とも言いますが、その区域を設定させていただいております。したがって、この条例で拘束していますので、基本的には、その区域外への学校へ就学することは、これはできないわけでございます。しかしながら、国の規制緩和の流れの中で、その通学区域、就学区域を弾力的に扱うようにという、そういう国からの指導もございまして、現在では小学校に入学する就学通知を出しますが、そのところに申し出があれば事情を検討させていただいて、区域外へ就学することもできますという、そういう形で運用をさせてもらっておるわけでございます。今日まで、まだ3年ほどでございますけれども、その例はございません。

しかしながら先ほど申しましたように、国の規制緩和の流れの中で、この就学区域を弾力的に扱うというのは、先ほど議員さんが紹介されたとおり、全国各地で行われてきております。一番初めに、これを華々しく行ったのが、東京都の品川区でございます。その場合につきましても、基本的にはその地域の子供は、何割かはそこへ就学することにしております。したがって、選択できるその学校への収容の児童生徒数の何割かを充てますという、そういう形でございます。

だから基本的には、やはりその地域の子供を、まず何割かはしっかりと入れるようにしておるわけでございます。そればかりではございません。先ほど言いましたように、完全自由というふうなところもございます。

いずれにしても、そうした規制緩和の流れの中で、そういう学校の選択制というのが出てきたわけでございますし、その流れにつきましては、これはもう国の大きな流れの中でございます。よく言われております、新自由主義と言われております、市場原理の導入でございますね。したがって、それを導入していきますと規制があればできませんので、規制緩和という、そういう流れだと私はそのように理解しております。

それが教育の場にも持ち込まれているのが、この学校選択制の背景だと、そのように思っています。同時に、それによって学校間に競争をさせると。私自身は競争そのものを、否定するわけではございません。やはり競争というものは、これは向上していくためには必要なことだと、そのように考えております。しかし、その競争をさせる中で、教育を高めていこうかということにつきましては、これはもう論議のあるところだと思っております。

教育というのは、やはり学校だけで行うものでもございませぬ、改めて申すまでもなく。また、家庭だけで行うものでもございませぬ。また、地域というものを抜きにも考えられませぬ。そうしていきますと、もう俗に言われます学校・家庭・地域、これが一体となって教育をしなければならぬ。これはもう私はそのとおりだと、そのように思っております。

したがいまして、教育を競争原理のその考え方だけで行っていくということについては、いささか疑問を持っているところがございますし、果たしてそれが本当に教育を再生させていく要因になるのかということにつきましても、大いにまだまだこれから検証し、それから論議をしていかなければならないことだと思っております。

したがいまして、本町における就学区域の学校の選択制につきましては、いろいろ研究はさせてもらいたいと、そのように思うわけでございますけれども、今すぐこれにしなければならないという、そういう必要性があるという認識は持っておりません。将来の1つの研究課題であるという、そういう認識でありますということを書べまして、答弁とさせていただきます。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） 先ほどはちょっと、いささか早とちりをしまして失礼いたしました。

上山議員さんのご質問にお答えいたします。

2番目の与謝野町の公用車は適正配置になっているか。また、私用車運用の経費負担等についてはでございますが、新町合併時に、旧町がそれぞれに保有しておりました公用車を整理し、新町で使用する車と廃棄する車とに分け、さらに18年度中においても若干の廃車をし、現在に至っております。

現在、会計室、議会事務局を除く総務課以下16課が保有しております台数は、消防車、バイク、スポーツトラクターを除き計46台でございます。庁舎ごとに申し上げますと、本庁舎が14台、加悦庁舎が17台、野田川庁舎が15台となっております。課平均、大体約3台の保有ではございますが、課によっては1台から、多いところでは5台というふうになっております。課によって、ばらつきがあるということでございます。

公用車の配置につきましては、合併協議会において協議され、各課の業務量に応じて適正に配車されており、特に大きな問題もなく現在に至っており、適正な台数であろうというふうに考えております。今後において、業務量の見直し等が出てまいりますと、各課の保有台数を検討していくこととしております。

次に、私用車を公用車として私用する場合のご質問でございますが、原則として、私用車の使用は避け、所属課の公用車がすべて使用中の場合は、他課の空いている公用車を使用することとしております。

私用車を公用車として使用する場合は、与謝野町公用自動車使用規程において明記しております。災害、その他特に必要と認められる場合には、私用車を公用車として使用することを認めております。その際には、対人賠償自動車保険の保険金額が無制限に加入している車両で、公用のための私用車使用許可簿を提出し、所管課長の許可を受けた場合に、使用することができるとしております。

職員が出張等で私用車を公用車として使用した場合、公務にかかる必要経費は、職員の旅費に関する条例、及び同条例施行規則等に基づき支給することとしております。

それから、先ほどマイクロバスに関する問いがございましたが、町が町の事業を進めるために使用する時のみ使用ということで、陸運局から自家用車として登録されているので、そうしたほかに使うということについては、ふさわしくないという、そういう指導もございまして、自家用と。町がいろいろと計画しました事業に使う時のみということに、させていただいております。

す。ですから旧町時代には、それを拡大解釈をして、いろいろな諸団体等にも使わせていただいておりますけれども、今後、そういう厳しい陸運局からの指導もございましたので、町の事業として使うときのみのマイクロの使用ということに、させていただきます。

そして、大体どれぐらいの使用なのかということにつきまして、はっきり数はあれしてありませんが、ほとんど毎日使用しております。そうしたことで、こうした公用車同様に、私用車の使用等に当たりますとも、安全運転管理者のもと安全運転を心がけて事故防止に努めるよう、日ごろからの職員の意識の高揚を図ってまいりたいというふうに考えております。

それから、次に側溝の泥上げと搬出処理についてのご質問でございますが、排水路の清掃作業につきましては、毎年、祭り前後にお世話になっております。

しかしながら、実施方法につきましては旧町、3町ごとに異なっておりまして、旧岩滝町は土曜日・日曜日に区民の方々が、自宅周辺で泥上げを行い、翌月曜日には、町が発注した業者が人夫、トラック等を出し、泥を回収し処分場へ搬入。旧加悦町は、日曜日に回ってきた町が発注した業者のダンプ等に、区民の方々が自宅周辺の泥を積み込むという形。旧野田川町は、自前の軽トラック等を使用して、区民の方々が自宅周辺から上げた泥を積み込み、処分場へ搬入しております。

また、平成18年度決算では、これらの費用としまして旧岩滝分が約110万円、旧加悦町分が約20万円の支出となっておりますが、旧野田川町につきましては公費での支出はなく、町内ごとに負担されております。これを与謝野町として統一して実施すべく、岩滝地域の区長会を開催させていただき、回収に回る町が発注した業者のダンプ等に、区民の方々に泥を積んでいただく案を提案させていただきましたが、旧町のそれぞれの長い歴史の中で、町が実施すべきと考えている地域、また、これは単なる財政上の問題だけではなく、自分たちの周辺の排水路は自分たちで清掃して当たり前と思われている、そうした地域とに大きな隔たりがありまして、結果として調整できず、前年度と同様の対応といたしました。

今後につきましては、地域全体に汚泥搬出車の出勤と、受益者の協力体制の確立が目指せないかということでございますが、いつまでもこのままの状態を続けることは、不公平を欠くこととなりますので、今後、内部調整を行い区長会とも調整をしながら、与謝野町として統一した側溝の清掃作業を、お世話になりたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

以上、簡単ですけれども、上山議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

議 長（糸井満雄） 上山議員。

3 番（上山光正） ただいま1問目の質問でございますが、教育長から個人の意見と教育委員会の意見ということで承りました。

今後、谷口議員が同じ項目でされます。押し寄せる教育改革の課題、そしてその中に学校選択制ということもございますので、これは谷口議員に、あとは振っていきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから公用車の件でございますが、ただいま町長がおっしゃいましたように、私どもそういったことは十分目や耳で見えております。しかしながら、この庁舎間の移動ですね、これは確かに出張、あるいは研修等におきましては町長がおっしゃったように、私用車の使用願を出して、き

っちりやっておられるようでございますけれども、短い部分ですね。

例えば加悦から本庁まで行く、こういったときに空いた車がないという状況が、多々見られてきておるわけですが、特に感じたことは、私どもが広報委員会をやっておりまして、どうしても必要な時期に、必要な車の台数が要るわけです。だけどそれはないと、ないから自分の車で行く。そのガソリン代とか、そういうことは問題外でして、やはり考え方として、町の方で設置された、こういう公用車を使って行くということが必要でないかなと思いますし、小さな金額ではございますけれども、やはり私用車によるガソリンの使用料、こういったものについては個人が負担をしている。そして各庁舎間の移動をしない職員さんについては、皆無であるわけですね。こういった、ほんのわずかな不公平というものを生じておるわけですが、この辺のところは、どのようにお考えかということ。

それから先ほど研修用バスの使用なんですけれども、このバス使用につきましては、町長がおっしゃったように町の事業のみで、ほとんど毎日使用されているという中で、今回も私ども研修の日程を調整させてもらう中で、受け入れる側と、それから行く側と、町のバスの空いとる日ですね、これとの調整が、なかなかしづらいというような状況が発生しております。

したがって、この辺がきちり整理できるまでは、従来どおり研修には民営の車を使って行くなり、そういったことで予算化がお願いできんかなというふうに思うわけですが、この辺のところをお尋ねしておきたいと思います。

また、側溝の泥上げの件でございますけれども、ただいまお聞きしますと、やはり加悦町は日曜日にダンプカーを出してもらって、組の皆さんが勤労奉仕をされておる。それから野田川町はそういったことはなしに、自前のトラックで皆さんが無償でやっておられる。非常にいいことなんですけれども、そうして岩滝町に至っては土・日でこの泥上げをして、月曜日に町がお世話になっております業者が取りに来ると。こうしたことで、大きな隔たりがあるわけですね。

やはり合併によって平たく、そしてならしていくという観点から言いますと、岩滝町は土・日で、月曜日に業者が取りに来る。加悦町は日曜日に車を出してもらって、積み込みは町民の皆さんでお世話になっている。野田川町は全部自前でやっているということであれば、やはり今後はそれをちょうどならして、自動車はとにかく与謝野町の方で用意をしていただいて、そして積み込みについては、隣組単位と言うのですか、受益者が労力を負担するという方向の方を、考えていただいた方がいいんじゃないかなというふうに思いますが。

町長はいつもおっしゃっています。予算を組むときよりも、それを使うときに工夫をこさせと。このようにおっしゃっていますので、そういったこともひとつ新しい知恵を出して、そして住民の皆さんが納得ができる推移で、この事業展開を図っていただきたいというふうに思いますが、この点をお尋ねしておきたいと思います。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） まず、1点目の公用車がないときに私用車をとということですが、ほとんど庁舎間の移動につきましては乗り合わせたり、あるいは自分の課の公用車がないときには、他課の公用車借りて、そしてそれで移動すると、また動くというような形をとっておりまして、極力そうした私用車を使うということについては避けておりますので、それらについては、余り問題はないんじゃないかと思いますが、今ちょっとお聞きしますと、議会活動の議員さんの活動の

ときに、非常に支障を来しているようなふうにお聞きしたんですけれども、そういうことなのかということ。

それから、この車賃につきましては一定の条例で規定をしております、市内においては旧町域を越える移動を伴う場合で、かつ始点と終点を管轄する市民局間の、これは京丹後市の例なんですけれども、そうしたものは距離が8キロメートルを超える場合に当たりということに、当該8キロを超える分について、車賃を支給するというようになっておりますけれども、当町は本庁と加悦庁舎間で約10キロですので、町内における移動については、そうした特例を設けるというふうな考えはございません。ですから、その辺のところは車賃については、そういう形で取り組んでおります。

それからマイクロバスのところで、先ほど申し上げましたように議会が使用しようとするときに、なかなか日程が合わなくて使えないということにつきましては、今後については何らかの方法は考えていきたいというふうに思いますが、まずはやはりそうしたマイクロを使っていたくについては、まず議会活動の方に回せるような方法を、できるだけ考えてまいりたいというふうに思いますので、前もっての調整が非常に難しくなるかというふうに思いますが、その辺のところはぜひご理解を賜りたいというふうに思います。

ちょっと答弁が中途半端になったかというふうに思いますが、以上で答弁とさせていただきます。

側溝の件についてでございますけれども、今、上山議員がご提案されたような内容を、実は岩滝の区長会あたりで提案をさせていただいたんですけれども、特に岩滝地域の区長会では、やはり今まで全部町が丸抱えでされておりましたので非常に抵抗がございまして、それについてはなかなか調整ができなかったというふうに聞いておりますけれども、今後につきましては、先ほど言いましたように、できるだけお互いがやはり自助・共助・公助の精神の中で、スムーズにお互いに気持ちよく理解をし合ってできるような、そうした協議をもう少し重ねてまいりたいと思いますし、そうした中で少しずつですけども、今までお互い譲り合って、できるだけスムーズに進むようなことを、今後も区長会とも調整してまいりたいというふうに考えておりますので、その辺のところはご理解いただきたいと思います。

議長（糸井満雄） 上山議員。

3 番（上山光正） 公用車の件なんです、それは町長は多忙で、なかなか現状に目が届くということとは少ないんじゃないかなと思うんですが、現実には近距離でありまして、私用車を使っているというのをよく目にします。これは別に議会対応じゃなくて、一般の業務の中で行われとるわけですけども、事故があれば、それは保険や何かで補てんができるとか、そういう問題じゃなくて、やはり公務で出かけておられるということになりますと、何がしかの手だてが必要なというふうに私は思ひまして、今発言をさせていただいておることと。

それからバス利用の件なんです、別に議会だけの話じゃなくて、一般住民さんがバスを使用しようと思っても議会が使っとって、多分、毎日使っておれば、そういうことも起きてくると思うんですが、またしても風当たりが議会の方に押し寄せてくるということで、この辺のところもご配慮がいただきたいというふうに思います。

泥上げの件ですね。これは町長がおっしゃったように岩滝の区長会で、そういった平たい提案

がされたということなんで、私は非常によいことかなというふうに思います。野田川町さんにしてみれば合併して、ああ、これはメリットがあったと。加悦町さんは全く一緒。しかし岩滝町は、サービスが低下も激しいと言いながらも、やはりこの合併に賛同した裏には、そうした行政地域の均等ある発展ということが大前提にありますので、やはりこの辺は、よくお話しすれば理解が得られると私は思うんですが、やはりほかの部分でも、こういった不公平感のない運営をしていただきたいということを要望しておきたいと思います。

以上です。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） 公用車がないときの私用車使用につきましては、もう少し職員にも徹底したいというふうに思います。できるだけ公用車を使用するよという形の中で、もう一度確認をしたいというふうに思います。

それから議会の使用のときについてですけども、やはり何も議会だけということではなしに、いろんなマイクロを使用しなければならない事業が、結構、町もありますし、検診等のときなんかでも、そういうものを使ったりしますので、それとかち合うと、そういうことになるかというふうに思いますが、できるだけそうしたことがスムーズにいくような調整を、図りたいというふうに考えております。

それから先ほどございました泥上げの件ですけども、これは均衡あるということよりも、むしろ合併した目的は、やはりお互いに財政の厳しい中で行政のすべきこと、住民の皆さんにさせていただくこと、あるいはお互いに協働してやっていこうということ。それらのことを明確にした中で、お互いに均衡ある発展ということになるかというふうに思いますので、不公平感と言うよりも、むしろ各地域のやっぱり自治意識を高めていただく。そうしたことが、まずは大事ではないかなというふうに思うんです。

これで得した、これでサービスが低下したではなしに、できるだけ自分たちのことは自分たちでしよう。そのためには自分の地域では、どういうことがあるかということ、1つこれは3町の違いの例ですけども、それを1つの問題として、やはり今後の各地域の自治はどうしていくべきかというふうな、そうした問題を考えるいい機会だというふうに思いますので、それらも含めた中で、ご理解をいただくような調整を図ってまいりたいというふうに考えております。

議 長（糸井満雄） 上山議員。

3 番（上山光正） ただいま町長からの回答、私どももよく存じておるわけですけども、ここで申し上げておきたいと。

議 長（糸井満雄） 上山議員、3問済みでしたんで。

3 番（上山光正） 失礼、終わります。

議 長（糸井満雄） これで上山光正の一般質問を終わります。

次に、6番、家城 功議員の一般質問を許します。

家城 功議員。

6 番（家城 功） 議長のお許しをいただきましたので事前通告に基づき、府道野田川加悦線について、働く女性に対して、その後の取り組みについてを町長に、また、子供を守る環境づくりについて、子供の食育を考えることについてを、教育長に質問させていただきます。

まずもって町長、副町長以下課長さん、また職員の皆さんにおかれましては、連日、地域懇談会におかれまして、毎日のようにご苦勞になっております。私も何度か参加させていただきまして、町民の皆さんの生の声をお聞きし、問題意識を、また改めて実感している次第でございます。できますれば、町民の皆さんの思いが少しでも取り入れられ、改善されることは早期に取り組んでいただくことを望む次第でございます。

昨年3月に、与謝野町として合併して1年4カ月を迎えております。この与謝野町も、私は町民の皆さんの行政に対する視線は、非常に厳しいものであるということを理解しながら、この1年間、職員の皆様に対して資質、また仕事に対する考え方や取り組みなど訴え続けてまいりました。

合併しても町は全くよくなれないといったような言葉が、少しでも早く聞こえないようにしたいと考えてまいりました。おかげをもちまして、多くの職員の皆さんにご理解をいただき、私たちの思いを受けとめていただき、対応していただいたことで、全くとは言いませんが、そういった声がだんだんなくなりつつあることは、非常に一町民として感謝している次第でございますし、また、今後もそういう声が少しでも減るように、努力していただきたいと思っております。

それでは議員はどうなんだと振り返ったときに、疑問を抱くことは全くないとは言いきれないのは、私自身も感じております。町政に重責を担う一人として、町のため、町民のためにを常に念頭に、また、いいことはいい、悪いことは反省するという姿勢を常に持ち、学び、考え、議論し、審議することが、地域の皆様の代表であり、与謝野町のまちづくりに貢献できる私たち、議員の役目ではないかと感じております。

では、自分はどうなんだと振り返ると、「私なりに一生懸命地域の声を聞き、考え行動し、一年生だから許されるという甘い気持ちは一切持たず、日々過ごしてきたことが、皆様からご支持いただいた私の使命であると考え、毎日を過ごしてきましたと」胸を張る気持ちより、反省すべきことが非常に多く、まだまだ未熟な自分に対し、自分自身を甘やかしていたことは非常に情けなく、嫌悪感に近い感情すら抱く次第でございます。今までの未熟な面を深く反省し、新たに気を引き締め直し、議員として前を向いて歩いていけるよう頭を丸め、頑張っていこうと考えております。

それでは、本題に入ります。

私は昨年1年間で、一般質問におきまして行政サービスを初め商業支援、子育て、教育、地域ごみ問題、道路など身近な分野で、町民の皆さんの視線からさまざまな質問をさせていただきました。

行政サービスでは、先ほどから申しておりますように、当初から比べればかなりの改善もされ、今後のさらなる取り組みに期待するところでございます。

商業支援では、今年度予算にもありましたように、販路開拓の分野にも支援のメスを入れ、商業者が今後有効に活用されることが期待できる施策を取り入れていただきました。

ごみ問題につきましては、お願いした細かな分野では対応いただきましたが、全体的な面におきましては非常に重要な課題であり、これから一つずつ今後も引き続き協議し、町民の皆様が安心して生活できるよう努めていくことが大切だと感じております。

さて、道路問題につきましては、昨年9月の質問におきまして、府道野田川加悦線についてお聞

きいたしました。内容につきましては、この道路の計画は平成5年に立ち上がり、現在着工が進められております府道野田川大宮線と連結され、三河内地区を山側を通り出雲大社巖分祠を抜け、旧野田川・加悦の境界線をバイパスまでつなげるという計画でした。

三河内地区の山側の一部には杭打ちがされ、早期実現に向け進められておりましたが、計画の中に古墳があり、それ以来、手つかずの状態ということでございます。そもそもこの道路は、単に便利な道路だけではなく、出雲大社巖分祠を通り抜けるということに意味があるということで、私もお話をさせていただきました。

出雲大社に参拝されます方は、大変狭い地域の生活道路を、ピーク時には1日で100台を超える車やバスが通り、お越しになられます。利用されるこの道路は、家屋が道ぎりぎりまで建ち並び、脇には側溝もあり、道幅は極めて狭い道路であります。

加えて小学校の登下校、また、幼稚園の送迎ルートにもなっており、当町の中でも危険な箇所の1つだということでお話をさせていただきました。現に、この冬も小学生が、何度か側溝にはまり、雪の中を埋もれていたことがございます。

町長の掲げておられますローカルマニフェストにも交通ネットワークの整備、府道の整備促進、また、安心・安全な地域のまちづくりのためにも、古墳が回避できるのなら再調査の要望をさせていただきますということで、お願いをしました。この件に関しまして町長のご回答は、非常に難しい問題であるが、最善の努力をし、検討するというお返事をいただきました。

先日の三河内地域の地区懇談会におきまして、この問題で町長のご回答を若干お聞きしたわけですが、改めて1つ目の質問といたしまして、この生活道路の側溝ふさぎ、道幅を拡幅することで、安全確保をするというようなお話も聞きながら、その後の経過について、どういうふうになっておるかをお聞きしたいと思います。

また先日、産業建設常任委員会におきまして説明がありました岩屋川線の拡幅、また、三河内の水源井戸による尼ヶ原の開発など、今後この野田川加悦線の当初計画ルートを変更すれば、実現が可能かとも考えられますが、その辺についてのお考えをお聞きしたいと思います。

2つ目に、昨年6月議会で幼児にも学童保育をというテーマで、働かされている若いお母さんの負担を、少しでも軽減できるようにとお願いいたしました。

町長は、子育てする女性の悩みはたくさんある。個々の努力も必要だが、安心できる環境づくりを目指していくとお答えいただきました。その後の取り組みについて、また改善点などがございましたら、お聞かせいただきたいと思います。

続きまして、教育長にお尋ねいたします。

これも6月議会でお尋ねした件ですが、子供を守る環境整備について、教育長にお聞きしました。旧岩滝地区で取り組まれておられる「岩滝町子供安全ネットワーク」というのをモデルに、安全な環境づくりを図るという回答をいただきました。

現在、各小学校単位で、独自の取り組みもされているところもございますが、町が一体となって同じ方向を向き、同じ意識を持ち取り組まなければ、完成できないのではないかと感じております。その後の経過や取り組み、またご指導について、お聞かせいただきたいと思います。

最後に教育の分野で、私は昨年度、小学校のPTAの会長をさせていただいておりました。その中で、学校給食の献立委員という委員会に所属させていただきました。

そもそも学校給食は、正しい食事の理解の習慣、また学校生活での社交の空間、栄養やバランスを考える、そして当番や役割を理解し、材料の生産や調理を学ぶ。これらのことが、給食の大きな目標ではないかと考えております。先ほどの委員会では、これらの目標を子供たちに伝えるにはどうすればよいか。給食担当の各学校の先生方が、献立内容や材料、バランスなどについて意見交換をしていただいております。

その中で、常に大きな問題として課題になっていたのが、残飯の量が非常に多いということです。最近の、特に若い世代の家庭では、食生活は間違っただけの欧米化が進み、肉が主体になり、野菜が不足したりと、私も人のことを言えないような体型でございますので、あまり大きな声では言えませんが、好き嫌いが多く、間食がふえ、栄養のバランスも取れない子供たちが多いということです。一見、体格は立派に見えますが、すぐに骨折したり病気にかかったりと、これは数字的にも明らかなことでございます。

そういった中で、先日、給食センターに広報委員会での取材に伺った際、職員の方とお話する機会がありました。一生懸命につくった給食が、残されて返ってくることは非常に悲しい。おいしくなかったのかなど、不安になることもあるという話を聞いて、子供たちがこういったことをもっと理解するには、どうすればよいのかということを考えました。

そこで昨年12月の議会でも取り上げました、学校との連携をしっかりと取っていただき、当然、今までもやってはいただいていたとは思いますが、例えば給食センターの見学を取り入れたり、材料になる地域の生産者の勉強をしたり、子供たちが食生活に対する考え方を楽しく学べる、すなわち食育の時間をふやすべきではないかと考えます。

6月11日の日本教育新聞にも、食育について記事が載っております。

食育とは、正しい食事のあり方を理解し、望ましい食習慣を身につけ、食事を通してみずからの健康管理ができるようにすることとともに、生涯にわたって健康的な生活を営もうとする態度を育てるとあります。

例えば4年生までは、食に関する基本的な知識を学ぶ。5年生から中学校にかけては、自分の食生活を栄養などの視点で振り返る。このほか栽培した野菜や昔のおやつの体験、郷土料理での和食のよさを学ぶ、健康的な食事の内容や摂取量の学習、調理実習などがある。さらに食べることの感謝、日本の食文化、家庭への感謝なども学んだという事業が取り上げられております。

この結果、こういった答えが出るかと言いますと、食をテーマに総合的な観点から学習したことで、給食の食べ残しが減り、感謝の思いや豊かな心の育成ができた。親子関係のきずなも、さらに深まったという家庭への効果も出ております。

そういった中で、食育に関しまして教育長のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

1回目の質問を終わります。

議 長（糸井満雄） 質問中ではございますけれども、間もなく昼になります。

ここでいったん昼食休憩を挟みまして、午後の再開冒頭に答弁の方を求めていきたいと、このように思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、昼食休憩に入ります。再開は1時30分といたします。

1時30分まで昼食休憩いたします。それでは休憩します。

（休憩 午前11時54分）

(再開 午後 1時30分)

議長(糸井満雄) それでは休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先ほど家城議員から一般質問がありました。ここで家城 功議員に対する答弁を求めます。
太田町長。

町長(太田貴美) 家城議員のご質問の1番目、府道西環状線についてでございますが、当路線は府道野田川加悦線として、幾地地区から明石地区間を認定いただいております。旧野田川の森林公園付近から旧加悦町境までが、未供用区間となっております。

ことしの1月26日に、府道野田川加悦線道路建設促進協議会の皆さんとともに、麻生副知事に対し要望活動を実施したところでございますが、昨年の9月議会の一般質問で答弁させていただいたとおり、依然、遺跡の問題や府の財政状況等から、見通しが非常に厳しい状況でございます。

こういった状況が続く中、地元では西環状線にかわる新たな方策についての議論があるやにお聞きしておりますが、具体的な対応策については、まだ検討に入っている段階ではございません。

1点目のご質問の、生活道路の側溝にふたをということでございますが、これについては町道の三河内奥地線沿いの水路のことを言われているというふうに思っておりますが、当水路はたびたび氾濫し、奥地地区に浸水被害等を引き起こし、地元から改修の要望のある水路でございます。

町では三河内地区の浸水被害の解消を図るため、旧町時代に調査を実施し、三河内地区内で5カ所程度の水路改修が必要というふうな結果となりましたが、5カ所すべての水路を改修することは、財政的にも困難でありますので、一番効果の上がる上地地区の水路改修をまず実施したところでございます。これにつきましては、上地地区から奥地地区に一部水が流れており、大雨のときには、その水すべてを上地地区の水路に流すことで、奥地地区の浸水被害の解消も図れるとの考えからでございます。

現在、事業効果等の確認を行っているところでございまして、今後の状況によりまして、今すぐふたをするということは、困難かというふうには考えております。

次に、2点目のルート変更等でございますが、流末が三河内地区となります尼ヶ原の開発は、現在のところ計画があるわけではございませんが、西環状線の当初ルートを変更しましたとしても、京都府の懸案材料になっております遺跡の調査費や、財政的な困難は引き続き伴うというふうに考えております。

しかしながら、西環状線が見通しのつかない状況の中で、生活路線として奥地線の改良については冬季の除雪対応、水路の改修等も検討しなければならない課題も多くございますが、災害時、そうしたときに消防車が入らない、あるいは梅林寺、出雲大社巖分祠等が避難地というふうになっております。そうしたことも考え合わせますと、今後、地元の方々とも協議をし、検討していくことが大切ではないかというふうに考えております。

次に、2番目の働く女性に対して、その後の取り組みについてでございますが、女性が安心して働くことのできる環境づくりは、子育て支援の施策として重要な課題であり、保育や放課後児童クラブなどの充実を、図らなければならないというふうに考えております。

現在、町立保育所の入所人員は581名、放課後児童クラブの児童数は180名でございますが、年度途中には、かなりの変動がございます。特に、時間外保育につきましては179名が利

用しておりますが、ほとんど毎日のように新規、時間変更、あるいは解除の申請が提出されておりますので、母親の就労が安定していないのではないかとこのように認識しております。

最も長い午後7時までの時間外保育は4名でございますので、時間外保育につきましては、要望にこたえているものと思っておりますが、土曜日の午後、あるいは休日保育の要望につきましては、職員の勤務体制から見て、困難であるというふうに言わざるを得ません。

そこで女性従業員の多い特別養護老人ホームに、企業内保育の実施と、一般児童の受け入れをお願いし、前向きに検討していただいておりますが、実施には至っておりません。

また、与謝野町内には無認可の保育園が4園ございまして、70名の児童が通園しております。そのうちの1園は、通園している児童に希望があれば土曜日の午後、あるいは日曜日も保育されており、昨年10月に導入されました認定こども園制度の認定を、受けたいというふうなご意向のようでございます。

京都府の認定こども園の認定基準は、認可保育所や幼稚園の基準を基本として、職員配置、施設整備、管理運営などが定められておりますので、現在、無認可である保育園では、容易に認定は受けられないものと思っておりますが、町にできる支援は、惜しまないつもりでございます。

いずれにいたしましても、行政の子育て支援にも限界がございますので、地域、団体、事業所などとの協働によりまして、取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上で、家城議員への答弁とさせていただきます。

議長（糸井満雄） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） 家城議員の私への質問に、お答えさせていただきます。

議員のご要望により、簡潔に答弁させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、子供を守る環境づくりについてでございますけれど、確かに昨年6月議会のご質問に対しまして、岩滝小学校区の取り組みがあると。それをモデル、参考にしながら取り組んでいきたいという答弁をさせていただきました。

その岩滝小学校の安全の取り組みにつきましては、その安全ネットワークの特徴は、地域の防犯協会との連携というところが、すぐれた特徴的な点であったわけでございます。したがって、それを視野に入れまして、各小学校区ごとにそうした子供を見守っていく、子供の安全を確保していく組織を、各学校それぞれ取り組んできているわけでございます。

いろいろな名称がございます。「子ども見まもり隊」という名前をつけておりますが、これは府警が進めている子供の安全確保の事業の1つでございます。これをやりますと、いわゆるその活動に必要なグッズの支給があるわけでございます。それらを受けているのもありますし、その他、地域安全ボランティアだとか、そうしたいろいろな名称で、それぞれの校区で取り組んでおります。すべてそれがその校区によりまして、いろいろな団体さんと連携をしながら進めている状況でございます。年度が変わるごとに再確認しながら、地域の方々の協力を得て行っております。

ただ、私は特筆的なこととして、学校がまとめ役としてお願いするわけなんですけれど、そうでなしに地区で自発的に見まもり隊を組織して、活動していただいている区がございます、いわゆる金屋区でございます。与謝小学校区でございますけれども、金屋区は広く言えば公民館活動の一環として、自発的に「子ども見まもり隊」を組織されまして、子供たちの安全を確保してい

ただいているやつには、感謝申し上げておる次第です。

それから、次に子供の食を考えることについてということでございますけれど、先ほど議員の述べておられますとおり、議員さんは献立委員会に所属していただきまして、お忙しいところたびたび出席していただきましたことに対しまして、改めて御礼申し上げます。

その中で学校の取り組みにつきましては、先ほど述べておられましたように、非常に詳しくお聞きのようでございますので、私があえて屋上屋を重ねるようなことは、必要なかろうかと思えますけれど、給食指導、すなわち食育指導ということになります。各学校で年間の指導計画をつくっております、小学校も中学校も。

そして指導内容として上げますと、いわゆる給食の準備、衛生、身支度、配膳等の仕方など。それから食事の前、及び食事の正しいマナー、それから食べ物の栄養や働きなど、いわゆる栄養指導でございます。それから偏食、残菜などへの指導、給食の仕組み、関係者への感謝。この中に、先ほど給食センターの見学ということをおっしゃっていただきましたけど、入っているわけでございます。

ただ、給食センターの見学というのは、中に入ることはできないわけです。いわゆる調理している現場へ行くことはできませんので、みんな外側から、窓からのぞくというような形でしかできませんけれど、そうしたことにも取り組んでおります。

それから、望ましい食習慣についてということで、これは家庭との連携ということを重視しまして、いろいろな機会をとらえては指導し、あるいは印刷物等、「たより」というような形でございますけれど、そうしたものを配布することによって、家庭との連携を図った望ましい食習慣を形成していくような指導も、させてもらっているところです。

以上、簡潔に答えさせていただきました。

議長（糸井満雄） 家城議員。

6 番（家城 功） それぞれ答弁ありがとうございました。

府道の野田川加悦線につきましては、町長の方も今後取り組むことが大切だというようなことで、お考えいただいております中で、できるだけ地域の安心・安全を、まず第一に考えていただきまして、路線変更も含め、できる限りのご努力をお願いしたいと思います。

また、働く女性に関しましては、逆に三河内の幼稚園に、保育所区域の方が入園されたりという形で、働く女性の意識も変わっておる部分も若干ある中で、先ほども言われましたように、就労が不安定ではないかというような雇用問題につきまして、まだ課題はあるのではないかと考えております。そういう中で、できる限りのご配慮をお願いしたいと思います。

子供の環境づくりでございますが、今ご答弁いただきましたように、非常に地域が理解をいただき、一体となってやっていかなければ、全く意味のないというような問題であります。

そういう中で、前から教育長にもお願いしておりますが、学校、もしくは地域との連携を教育委員会も取っていただきまして、その中でモデル的な部分を構築させていながら、こういうことがいいのではないかというようなことを、食育の方でも先ほど上山議員が述べられたように、これからは各学校の個性も重視されてくる。また、入園・入学される方が、学校を選択するというような時代がやってくるかもわかりません。そういう中で結構縛り、先ほどもおっしゃられましたが、給食センターの見学についても窓の外から見るようなこととか、縛り、制限等もかなり

あります。

そういう中で、子供たちが食事一つにしましても、生活の基本という部分の中で何を学んでいくかという総合的な学習につまましてモデル的な部分、また、こういうような取り組みが望ましいのではないかというようなお考えを、教育委員会等で考えられるようなことはないのか。その辺を、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） 2回目のご質問にお答えいたします。

府道野田川加悦線につまましては、路線の変更ということは考えておりません。今まで要望しておりますように、どういう状況になるかは別としまして、その件については今後も要望していきたいというふうに思っております。

しかしながら、この問題が出てきましたもともとは、やはり奥地地内の非常に狭隘な中での、生活路線として非常に車の通行が多かったり、あるいは、先ほど申し上げましたような災害時でのいろんな問題点もありますし、水路がいつも氾濫するというふうなこともございました中で、何とかこの道路をきちっとしてほしいというところの発想から、何年でしたか、私も紹介議員になって、この道路の要望をしたいきさつがございます。

ですから、今また原点に戻ってと言いますか、やはり西環状線としての要望は要望としてさせていただきますが、当面の奥地線については、長年のやはり懸案事項でございますので、地元とのお話もきちっと協議をさせていただきながら、何らかのいい方法でこれが解決できるような、そういう方法を考えていきたいというふうに考えております。

それから、2点目の働く女性に対してのその後の取り組みということでございますけれども、今、非常にまた違った局面が出てきております。子供が少なくなったために、民間で行われております保育の現場で、やはりなかなか保育所として経営が成り立っていかないというふうな局面も出てきております。

それと反比例しまして、なお長い時間、小さい年齢から預かっていただきたいというふうな、そうした要望もふえてきておりますし、また、幼稚園等の教育の後の子供たちの生活する場といいますが、学童保育的なものを、放課後クラブみたいなものを、きちっとしてほしいというふうな要望もまた出てきております。

そういった意味でも、なかなかそれを改善していくという点は、非常に難しいかと思っておりますけれども、与謝野町内の全体を見る中で、それらについてもどういう形にしていくかということについては、もう少し検討する必要があるかというふうに思っておりますし、それらについても積極的に取り組みたいというふうに考えております。

以上で、答弁とさせていただきます。

議 長（糸井満雄） 垣中教育長。

教 育 長（垣中 均） 家城議員の2問目について、私のお答えをさせていただきます。

まず、子供の安全確保の環境づくりについてでございますけれども、この取り組みにつまましては、ちょっと語弊はございますけれども、いわゆる不審者から子供を守る、それから交通安全はもとよりでございますけれども、いわば、いつ、どこで出てくることかと。いわば見えない敵への備えということになります。したがって非常に忍耐の要る、そうした取り組みになろうかと思

っております。そして期間も非常に長期にわたっての、そうした取り組みになります。したがって、こういう取り組みがよしいとかという、そういう一つの形を示して、それに合わせるというのは、私は長続きしない方法だと、そのように思っておるわけでございます。

したがって、地域の方々が長く取り組めれる、そうした体制を組んで、そして子供たちの安全を確保していただきたいと、そのように考えておるわけでございます。

したがって、交流はする必要があるかとは思いますが、それぞれの取り組みについてのノウハウとか、そうしたものの交流は必要であろうかと思っておりますが、こうした形でやりなさいというのは、この取り組みについては、私はあまり適切な、そしてまた効果のある方法ではないと、そのように考えております。

したがって、それぞれの校区で、それぞれの地域で、今、子供たちの安全を確保するために自分ができること。その好意を結集して取り組んでいくのが一番いい方法だと、そのように思い、そのような指導はさせてもらっているつもりでございます。

それから、次に食育のことについてでございますけれども、それも同じように、すぐれた取り組みということにつきまして、これはやはり交流して学ぶべきだと思っておりますし、幸いにその場は、学校側としては持っているわけでございます。

いわゆる与謝野町教育研究会というのがございまして、小学校のと、それから中学校のと、これは同時に与謝郡のという、そういうような形であるわけでございますけれども、その中に給食の研究部会もあると思っております。そうした中で、新しい形として出てきてます食育の指導等も、お互いに交流していると思っておりますし、また、交流もしていただくようお願いいたしまして、そうしたそれぞれが取り組んでいる方法を交流する中で、その中でお互いが勉強していき、そしてそれをまた子供たちに還元していくという、そういう方法もありますので、先ほど言いましたようにモデルケースをつくって、はい、これでというのは、私はあまり賛同しかねると思っております。そのように考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（糸井満雄） 家城議員。

6 番（家城 功） 確かにモデルケースをつくって、それを押しつけ的にやっていただくということは、無理があるのではないかなという思いもありますが、先日のテレビで、主食は柿の種というような、まだ乳児を抱えておられるお母さんがテレビに出ておられました。ごはんは全く白ごはん、お米は食べないというような食生活が、家庭でもそういう家庭がふえてきているというのが、現状ではないかなと思っております。

そういう中で、食事というものがいかに大事であるか。また、それに対してつくられた方に感謝をしたりとか、それによってつながってくる部分を学んでいくことというのは、結構あると思っております。また、こういうような取り組みをしているので、こういうようなことをやったらどうだというようなことは、学校間だけの連携だけでなく、各家庭でも理解していただけるような取り組みをしていただければ、いいかなと考えております。

先ほども言いましたように、職員の皆さんにおかれましては、1年間、新しい町になってからいろんな努力をしていただきまして、大分役場が変わったなというお声を聞くようになりました。

そういう中で私たち議員も、いま一度心を引き締め直して、また、まちづくりに。これから総

合計画も組み込まれるわけですが、そういうようなまちづくりに関しまして、議員としての責任を全うできるように頑張りたいと思います。

以上で、質問を終わります。ありがとうございました。

議長（糸井満雄） これで家城 功議員の一般質問を終わります。

次に、14番、森本敏軌議員の一般質問を許します。

森本敏軌議員。

14番（森本敏軌） それでは6月定例会において通告をいたしております合併に対する町民の評価と町の将来への姿について、教育問題についての2点について、町長、教育長にお尋ねいたしたいというふうに思います。

まず初めに、まちづくりアンケート報告書から、合併に対する町民の評価と町の将来への姿について、町長にお尋ねをいたします。

このたび総合計画策定にかかるまちづくりアンケートが実施され、15歳以上の町民2,000人を無作為抽出され、915件の回収で45.8%の回収率となっており、アンケートの性質から町民の総意をあらわしていると考えます。

合併をして、はや1年3カ月が経過をいたそうとしており、三千数百あった市町村は千八百余りになり、合併が進みましたが、合併をして財政が苦しくなったという団体が、よくなったという団体を、わずかに上回っていると新聞アンケートで言われており、合併してもいろんな面で厳しいことがうかがえます。

与謝野町においては3庁舎分散しての行政運営、負担は低く、サービスは高くとの観点からスタートいたしました。合併をいたしましても財政的にも厳しく、旧町、各地域それぞれの取り組みや、実績、地域性などあり、まだまだ垣根が取り払われた状況になく、情報の共有化などいろんな面で一体感が醸成されていないのが現状で、合併してまだ1年という間がない中ではあり、合併した実感が出てきていないのが現状であると思います。

しかし、新町まちづくり計画に沿い、合併してよかったと言える、将来に禍根を残さない持続可能な与謝野町であることを、町民は願っております。

この新町まちづくり計画に、3町合併に期待される効果として、医療、福祉ネットワークの充実ができる、一体化により住民の利便性の向上が図れる、水と緑の良好な環境を守り生かせる、新たな雇用を生み出すまちづくりが期待できる、地域交流により住民活動の活性化が期待できる、行財政の効率化と政策形成能力の向上が図れるなど、しっかりとこの項目が掲げられております。これらのことが現実に、効果としてあらわれなければなりません。

このたびのまちづくりアンケート調査報告で、与謝野町でよいところは何ですかの設問に対して、「自然が豊かなこと」が最も多く、「働く場があること」が最低の数値としてあらわれております。与謝野町の気になるところでは、「働く場が少ない」が最も多く、「福祉や医療の面で不安がある」という点が、高い数値であらわれております。

また、合併に対する評価について、合併によってよくなったと思えることでは、「医療、福祉の面で施設や体制が充実した」「新たな雇用を生み出す取り組みが充実した」「地域交流による住民の活発な活動」「行財政運営の効率化」「利用可能な窓口がふえて、窓口業務が向上した」など8項目については、わずかながら一定の評価があるものの、特によくなったことはないとい

うことが66%と高い数値で、町民の総意としてあらわれています。これはこの設問の項目があったのかもしれませんが、非常に気にかかる結果と認識いたします。

さきに申し述べました新町まちづくり計画の3町合併に期待される効果として掲げられている項目、また、このアンケートの設問の項目について、確かに合併してまだ1年少々と間がないこともありますが、町民の思いとして、いずれも期待どおりの効果を感じていない評価となっていることが、うかがわれます。

また、合併してからの不満や不安に思うことについて、「合併前の他町のことがよくわからない」・35.2%、「公共料金が高くなり住民負担が重くなった」・29.5%、「合併後の役場が不便になった」・25.9%、「行政が身近でなくなり、サービスが低下した」・23.8%など、町民の不満や不安についてもあらわれております。これもこの設問になっていることや、理解されていない面もあるかと思いますが、町民の総意ととらえられ、このいずれの結果も合併した効果があらわれていない、厳しい評価と考えられ、今後の課題であると認識いたします。

太田町長も職員の皆さんと一丸となって、だれも経験したことのない合併新町の行財政運営に、一生懸命取り組んでいただいておりますが、このアンケート調査結果を踏まえ、与謝野町のよいところ、与謝野町の気になるところ、合併に対する評価についての合併によってよくなったと思えること、また、不満や不安に思うことについての調査結果をどのように受けとめられ、どのようにこたえられ、具現化されるのか、町長のご所見をお尋ねいたします。

次に、与謝野町のまちづくりと将来の姿については、特に力を入れる施策について、新たな産業おこしへの支援と雇用の確保が最も多く、災害に強い山・川づくりと防災体制の強化、高齢者や障害者の福祉と社会参加への支援、健康と地域医療体制の充実、協働のまちづくり、子育て支援の充実、教育の充実など続いており、多くなっております。いずれをとっても、安心して暮らせる住民生活にとって重要不可欠な施策であり、町民にとって、特に力を入れてほしいとのあられであると考えます。

しかしながら、この施策は、当然、行政には汗をかいていただかなければなりません、行政・町民・民間・NPO・各種団体など連携し、協働で取り組まなければならないことであり、行政が、いかに皆さんを牽引するかにかかっているのではないのでしょうか。

既に高齢者福祉、障害者福祉など計画書も作成され、この計画に基づき鋭意進められている面もあり、また、安心・安全なまちづくりの防災計画も充実されるなど、一つ一つ新町まちづくり計画に沿って、合併した町にふさわしい、また、町民の期待にこたえ得るまちづくりが始まっておりますが、町の将来の姿について、特に力を入れる施策についての結果を踏まえ、町長はいかに受けとめられているか、どう具現化されるか、総合計画にいかん盛り込まれるか、お尋ねいたします。

また、今回のアンケート調査において、いずれの設問の回答においても「働く場所が少ない」「新たな雇用を生み出す取り組みの充実」「産業が盛んで働く場所が多いまち」など、産業振興と雇用、働く場所の創出を願っている調査結果が顕著にうかがえます。

また、新町まちづくり計画において、合併により新たな雇用を生み出すまちづくりが、効果として期待できることも掲げられております。

今、日本は平成の景気と言われており、世界のトヨタを筆頭に、大手企業はかつてない好決算をあらわしております。大都市においては失業率も4%を切るなど恵まれており、地方との格差が生じております。地方においては大手企業もなく厳しい状況で、与謝野町においても、かつて栄えた織物業も衰退の一途をたどり、また、農業も厳しい状況で、これにかわるこれといった産業もなく、厳しい状況であります。こういった中、織物や農業や商工業などに一生懸命に頑張っていた企業もあり、この後押しと新たな業を興すことなど、働く場の創出を図ることが、大きな問題であると考えます。

当町の人口動態を見ても少子化が進み、団塊の世代の境に高齢化が一層進み、中の若い勤労世代が少なくなっており、やはり雇用の面からも都市部へ流出していることがうかがえ、何とかこの若者を与謝野町にとどまらせることが、大きな課題であると考えます。

このためにも町の自然や文化、歴史など特色を生かし、何とか新しい産業おこしを図り、また、産業振興を図るなど、働く場所を生み出す雇用の創出のまちづくりが待たれ、町民は、このことに大きな期待を寄せていることがうかがえます。

産業が活発になり、雇用の場が生まれれば、理想論かも知れませんが、若者も定住し、少子化に歯どめがかかり、税収もふえ、高齢者福祉も充実するなど、いろんな面で相乗効果があらわれ、町の活性化が図れると思うところで、この新たな産業興し、産業振興を図り、雇用の場が生まれるまちづくりについて、町長はどのように考えておられるか、お尋ねいたします。

次に、教育問題で、親学びと徳育について、教育長にお尋ねいたしたいと思いますが、質問に入りますまでに、希望をもち、すばらしい報道がありましたので紹介し、質問に入りたいと思います。

皆さんもご承知と思いますが、数日前の新聞報道で、京丹後市の小学校で男性の先生が、5年生のクラスの1人を一部の児童がからかい、他の児童も黙認する状態で、次からかかったら、みんなをたたいて私は教師をやめると言って注意を促しました。が、再びからかいがあり、からかわれた男の子を除く全員に頬を平手打ちする体罰を行い、このことについて校長に報告、保護者に謝罪し、謹慎処分を命じられました。

先生は辞表を提出、しかしながら校長に報告に行く先生に、ほとんどの児童が泣きながらついて行き、校長室の周りに座り込んだという。信頼している先生に残ってほしいという子供たちの願いを強く感じた保護者は、やめさせてはならないと署名運動を始め、また、先生の行動は感情に任せた行動でなく冷静な対処、自分の職をかけてでも矯正しようとしてくれた先生に感動し、涙がこぼれたなど校長に手紙をつづり、児童も心境は同じで、これからは担任をやってください、先生がいないと学校に行きたくないなど、色紙に力強い言葉が並び、先生もいかなる処分も受けて、子供たちを立派に成長させ卒業させると決意。

こんなすばらしい教育環境の中で、教師生活をさせていただくことに、自信と誇りを持って頑張っていきますと決意を語り、復職したニュースは、犯罪の低年齢化、学校に理不尽な要求をする保護者も少なくない風潮の中、先生・子供・保護者の熱い思いと信頼があったことであり、希望をもち、すばらしい先生、若者がいること、理解できる保護者のいることに感動をいたし、心強く感じたものであります。この希望をもち、すばらしい先生、若者がいることを機会あるごとに紹介し、先生も萎縮することなく自信と信念を持って、これから申

し述べる教育、徳育に向かって頑張ってもらいたいと感じております。

このように身近に希望をもたらず話がある中、近年、日本各地で社会を震撼させる犯罪、事件、反社会的行為が毎日のように発生し、社会の重大な懸念される関心事になっております。経済発展をとげ世界の先進国になり、安心・安全と言われた日本も、私たちが若いころと比べれば、治安は比較にならないほど悪くなっており、道徳心も大きく低下したと言われております。

金融絡みで、法律で触れなければ何をしてもよいという大人が多くなり、人の心は金で買えると公言する人間も出てくるなど懸念されております。

こういったことから、大人社会が子供に与える影響は大きく、家族や地域の希薄化、モラルの低下や、家庭や地域の教育力の低下など顕著にあらわれており、親が子供を、子供が親を殺傷する家族殺傷事件や、虐待、いじめ、また窃盗、飲酒、喫煙、深夜徘徊、集団での犯罪など、反社会的行為が全国各地で発生しており、憂慮すべき重大な問題であり、決してよそごとでなく、与謝野町においても憂慮すべきことであると考えます。

国においてはこういった状況を踏まえ、美しい国日本の構築を目指し、次代を担う子供たちや若者育成が不可欠で、教育再生を目指しております。教育再生会議の第2次の報告が示され、学力向上へ学校5日制の見直し、土曜授業が行えること、徳育を新たな教科にすることなど示され、この中で徳育を教科化することが打ち出されたことは、非常に意義のあることと考えます。

旧加悦町の学校経営方針に、憲法、教育基本法、また府や町の指導の重点を踏まえ、変化の激しい社会に、柔軟に、かつ的確に対応する能力や資質の育成に努めるとともに、徳・体・知の調和のとれた、人間性豊かな、心とたくましく生きる力を持つ児童を育成するとの教育方針が掲げられておりました。

このことは非常に重要なことで、子供たちは地域の宝、町の宝、国の宝であり、宝であるどの子供たちもが、将来を担うにふさわしい人としての基礎・基本や規律を身につけ、精神もあわせてたくましい体を養い学力を高めるなど、大人の責任として育んでいかなければならないと認識するところであります。

この中で、特に徳であります道徳・徳育は、学力とともに人としての基礎・基本、規範意識を身につけ、命を大切にする豊かな感性や情操を育み、豊かな人間性と創造性を備えた規律ある人の育成は、教育再生において重視すべき点であり、この徳育が教科化されたことについて、一部から異論があったと報じておりますが、意義のあることと認識いたしており、さきに申し述べました子供をめぐる問題や事件の多発で、小中学校では既に外部講師を招くなど、道徳教育に力を入れる傾向にあると報じております。

さきに述べました、今の大人が道徳心を取り戻し、自覚をしなければなりません、将来を担う子供たちに、今のこのことをしっかりと身につけさせなければ二の舞になると考えるところであり、この道徳・徳育が教科化されたことについて、教育長はどのようにとらえまえ、考えられているか。

また、冒頭に述べました、希望を持たせる先生・児童・保護者のきずな、信頼についての教育長の思いも、ありましたらお尋ねいたします。

あわせて、このことにかんがみ、お尋ねいたします。

「三つ子の魂、百までも」という言葉がありますが、3歳、4歳の物事がわかる幼児期に、し

てもよいこと、悪いことのしつけをしっかりとすることが特に大切で、規律ある生活の中で愛情を持って、発達段階に応じ、あいさつをする、うそをつかない、ひきょうなことはしない、約束は守る、時間は守る、もったいない、ありがとう、おかげさまなど、物を大切に作る心、感謝の念を抱く心を身につけさせることなど、宗教的なことになりますが、重要であると認識いたします。

しかしながら、核家族化や共働きなどの家庭環境の中、さきに質問で申し述べましたように、大人社会の道徳心の低下など、しっかりと子供のしつけをする環境にないこともうかがわれます。今、虐待により子供が犠牲になる事件が全国で起こっており、仕事や家庭環境など、いろんなことが起因していると考えられますが、憂慮すべきことであり、親として恥ずべき行為であると認識いたします。

我々が保護者のころ、「仕事も大事、もっと大事な子供のしつけ」という標語が、目標として掲げられたことを思い起こしております。家庭での教育力が低下したと言われる中、家庭教育を取り戻し、親・保護者は子育ての知恵や楽しさを学び、家庭教育の重要性を自覚する親学びも重要と思い、このことは人としての使命であると思っておりますが、教育長のご所見をお尋ねします。

以上、町長、教育長にお尋ねし、一般質問といたします。

議 長（糸井満雄） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 森本議員さんのご質問のアンケート調査結果から、合併に対する町民の評価と町の将来への姿について、お答えいたします。

最初に、総合計画の策定作業の進行状況について、少し報告をさせていただきます。

与謝野町の総合計画は、本年度中に策定することを目標として進めております。現在、総合計画審議会委員の皆様にも地域振興、教育福祉環境、産業建設の3つの専門部会に所属していただき、職員で構成しますワーキング部会との合同会議を中心に、基本構想骨子検討案を議論いただいておりますし、先日の6月5日に、全体としての確認をいただいたところでございます。

今後は、それらを基本構想素案として文書化していくこととしておりまして、まとめ次第、総合計画審議会でご確認いただき、その後、基本計画の議論へと進めてまいりたいというふうに考えております。

議員の皆様方には、9月ごろに各常任委員会でご説明をさせていただきますので、ご意見をいただき、そして最終的には12月定例会で提案させていただきたいというふうに考えております。

今回の計画策定の大きな特徴といたしましては、住民との協働を基本に考えておりまして、従来の行政が素案を作成し、審議会で手直しをしていただくというそうした手法から、素案を作成する段階から、審議会の皆さんと行政の合同作業で素案を積み上げていくという、そういった手法をとっているところでございます。

そのような中で議論の材料となるためにも、今、住民の皆様が町の現状をどのように感じられているかを、アンケート調査により把握、分析して、計画に反映していくこととし、町内在住の15歳以上の方、2,000名を無作為に抽出させていただき、昨年10月に実施いたしました915人の方から回答があり、約46%の回収率でございました。

詳しい調査結果につきましては、「広報よさの4月号」や、町のホームページで公表するとと

もに、各地域振興課で閲覧できるようにしております。

アンケートの中身ですが、先ほど森本議員の発言と重複いたしますが、まず、与謝野町の気になるところでは、「働く場所が少ないこと」、これが63.5%、「福祉や医療の面で不安があること」、これが42%の回答が、他を大幅に上回っている、そうした結果となっております。

また、合併に対する評価については、「特によくなくなったことはない」との回答が、圧倒的に多い66%となっております。合併してからの不満や不安に思うことについては、「合併前の他町のことがよくわからない」、これが35.2%、「公共料金が高くなり、住民の負担が重くなった」、29.5%との回答結果となっております。

私はこの結果を見て、改めて調査を実施して本当によかったというふうに考えております。それは合併をし、今、自治のあり方そのものを、どのようにしていけばよいかという問題意識を、アンケートを通じ再認識していただけたというふうに思うからでございます。

多くの住民の方々が、行政に対する不満や不安を持っておられ、今後のまちづくりは大丈夫なのかと危惧されておられます。そのような気持ちを少しでも払拭でき、やはり合併してよかったなと思えるような総合計画を、策定しなければというふうに改めて考えさせられました。

しかしながら一方では、地方自治を取り巻く状況は年々厳しさを増しており、今後の自治は住民と行政の協働なくしては考えられません。すべてのことを行政がするのではなく、住民の方や地域が、自分たちでできることは自分たちでという考え方を持っていただくことが、大変重要となっております。

総合計画の中では、実際の施策プログラムとしては、自助・共助・商助、この商というのは、つまり商いの方なんです、つまり企業の責任で行うもので頑張っていただく部分と、公助として行政が支援する部分を明確にしていくことで、議論をいただいております。

今このようなシステムを構築しなければ、行政丸抱えでは行財政破たんは目に見えております。住民の皆さんと行政がともに協力し、与謝野町にふさわしいまちづくりを進めてまいりたいというふうに考えております。

次に、与謝野町のまちづくりと将来の姿についてですが、アンケート結果では、雇用の確保、災害防災対策、高齢者・障害者福祉支援などについて、特に力を入れるべき施策であるというふうな回答が、大変多い結果となっております。

このような結果は、全国の小規模自治体の大きな課題であるということは、言うまでもございません。当然のこととして、このアンケート結果は、総合計画策定の中でも重要な課題として位置づけておりますので、今後の議論に大きく期待をしているところでございます。

中でも産業振興と雇用の創出についてですが、産業建設部会でも、大変頭を痛める課題であるというように聞いております。そのような中でも経済の循環をさせるため、地域内消費から新たな産業興し、そして雇用へとつながる新たなシステムづくりの提案や、地域活性化プロジェクト、これは異業種交流などを目的とするものでございますが、このようなものを立ち上げてはというふうな提案も、されているようでございます。私としましても与謝野町に適した産業の今後のあり方を、総合計画とは別に模索していきたいというふうに考えているところでございます。

現在の段階で、具体的な施策は固まっておられませんので、適切なお答えになったかどうかはわかりませんが、森本議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

議長（糸井満雄） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） 森本議員の親学と徳育についての私へのご質問に対して、お答えをしたいと思いますのであります。

まず今回、教育再生会議が提言を行いましたことに対します、私への所見を伺うというふうに理解させていただきました。

教育のやはり目標は改めて申すまでもなく、教育基本法に掲げております人格の完成にあるわけでございます。したがって、先ほど議員も述べておられましたように、簡潔に言えば知・徳・体のバランスの取れた人格の形成ということにあるかと思っております。非常にその意味で徳育ということにつきましては、これは教育の目標として重要な位置を占めてることになります。しかし、この徳育についての提言につきましては、何も再生会議が初めてであるわけではございません。これにつきましては、ずっと前から言われてきたことでございます。

この中で特に注目されましたのが、先ほど議員仰せのとおり、新しい教科という呼び名になったところでございます。この点につきましては、実は私は谷口議員のご質問の中で、お話をさせてもらおうと思っていたわけでございますけれども、今、森本議員の中から出ましたので、申し上げたいと思っております。

いわゆる新しい教科ということで呼んでいますところに味噌があるわけでございますけれども、現在、小学校、中学校で行われています道徳教育というものにつきましては、いわゆる教科ではないわけなんです。いわゆる道徳の時間として設定されておるわけです。ちょうど総合的な学習の時間というのが設定されていると同じように、年間35時間行うということになっておるわけなんです。したがって、当然、教科書もございませんし、それに対する評価もないわけでございます。

これが非常に規定がいまいだと言え、いまいでございますので、道徳教育を実際に学校現場で、週1時間ずっとやられているかと言え、残念ながらやられてきてなかったと言った方が過言ではございません。いわゆる実施率というのは、非常に悪うございました。年々上がっていることは事実でございます。

その要因としては、一番多かったのは、私はそれは教材の問題があったと思います。いわゆる自分で先生方が教材を開発していかなければならない。用意して、そしてそれでその時間を過ごしていかなければならないという、そういう実施形態。初期のころにおきましては、これはイデオロギーの問題もあったと思います。

その意味で、旧野田川町におきましては、いち早く道徳の教材として副読本を、全児童生徒に給付しておりました。この点は非常に現場を知ってる者にしますと、道徳の時間を学習指導要領どおり推進していくには、大いに役に立ったものだ、そのように思っております。したがって、新町におきましても2町それぞれ、支給は全員にしないけれど、学級とかそういうところには備えつけるというふうにしておりましたですけど、新町におきましても皆さん方にご理解をいただきまして、全員に給付するようになっております。

加えて、いろいろ問題になりましたように、国の方は「心のノート」というのを全部子供に給付しておりました。それから今年度から京都府の教育委員会は、「あすへの心の扉」という著名な方、それから子供たちの書いた作品等をいろいろ集めまして、そして冊子をつくりまして、こ

の中には橋立中学校の生徒が書いた作品も収録されております。やがて評判がよろしいんで、市販するようでございますので、また目につきましたら、目を通していただければ光栄だと思っております。

いずれにしましても、そのような形で位置づけられたのを、今度はしっかりとやるためには、教科に位置づけしなければならないということから、教科に位置づけようと再生会議では提起したわけですね。しかし教科に位置づけますと、評価が伴います。いわゆる点数をつけんならんわけですね。その内心に触れる問題について点数をつけることについてはという異論が、どんどん出てきたわけなんですね。したがって、トーンがダウンしまして新たな教科と、つまり評価しない教科という、そういう位置づけで徳育教育を進めていこうというふうになっているわけでございます。

いずれにいたしましても、現在、私どものところで学校では週1時間、その道徳の教育につきましては取り組んでいるところでございますし、昨年度、17年度、18年度は江陽中学校は道徳教育の研究指定校で立派な研究を推進し、そして成果を上げて、非常に好評を博した次第でございます。

したがって、私自身は先ほど議員が述べられておりましたように、この子供たちを取り巻いている今の状況というのは、やはり危惧すべきでありますし、子供たちが生きていく上でのその柱となるものと。いわゆる人の道としての倫理観、そうしたもの、または規範意識等、そうしたものを身につけていくことは大切だと思います。

ただ、ここで私自身は、こんな標語を思い出すわけでございます。これは旧野田川の育成会の標語、スローガンと言ったらいいですけど、「大人が変われば子供も変わる」という、こういうスローガンで育成会の運動をやっておりました。これでは子供ばかりに徳育をする必要がある、必要があると強調されてますけど、私から言えば、これは子供がかわいそうだと思います

次の親学びのところにもかかわっていくことだと思いますけれど、皮肉を申せば、子供が変われば大人が変わるか、そういうふうにも皮肉りたいような気持ちがあります。

その意味では、私は子供たちに徳育を徳育と言う前に、大人がもう一度自分たちを見つめ直す必要があるかと、そのように思っているわけでございます。そして大人が変われば子供が変わるとい、そういうふうにしていただきたいと。それが今回の徳育に対する私の所感でございます。

したがって、親学びにつきましても、実は教育再生会議が初めて取り上げたことではございません。17年だったと思えますけど、中央教育審議会が、幼児期における教育のあり方について、その答申を出しております。もうそのときに、既に家庭教育の重要性、それから親の果たす役割、そうしたものは答申をしていっております。したがって、それに基づいて私どもの関係するところでも、いろいろな事業が展開されております。

ちょっと紹介させていただきますと、今年度からだと思っておりますけれど、これはPTAが受け取ります国や府からの委託事業でございますけれど、親のための応援塾と。こうした事業を展開して、親学び、そして子育てのあり方等について学んでいく、そうした事業を展開しております。

今年度、与謝野町では岩屋小学校のPTAがこの事業を受託して、取り組んでいく予定になっております。

それから、また子育てネットフォーラムというのを、これは過去から続いております。父親のためのフォーラムとか、いろいろそういう形で親の役割についていろいろ学び、交流していく、そうした事業等をやっております。ことしは9月30日に、野田川わーくばるで開催されました。

議長（糸井満雄） 教育長、簡潔にお願いします。

教育長（垣中 均） そのように、親学びについても非常に申しましたように重要に、私自身はそれはもうなってきたと思います。ぜひとも次代にばかり期待することなしに、まず親もやっぱり変わってってもらいたい、大人も変わってってもらいたいというのが、私の所感でございます。

ちょっと長くなりまして申しわけございません。答弁とさせていただきます。

議長（糸井満雄） 森本議員。

14番（森本敏軌） それぞれにご答弁をいただきました。

特に、今回の合併後の町に対するアンケートにつきましては、町長以下、本当に一生懸命になって1年間取り組んできていただいて、期待に沿えるように頑張っていたいておるわけですが、今回のアンケート調査というのは、こういった設問になっていた面もあるかと思えますけれども、こういう結果になったということは謙虚に町長も受けとめられて、これを総合計画に生かして、これから期待にこたえていっていただけるんだらうなというふうに思っておりますけれども。

けさほどの答弁の中にあつたわけでありまして、やっぱり今私が感じるのは、やっぱり一体感がまだなかなか醸成されていないということは、非常に顕著にうかがえるわけです。やっぱり旧町それぞれきょうまでの取り組みや、いろんなことでできておりますので、やっぱりその町のことが特によくわかると思いますか、他の町のことがあんまりわからないということで、ある町にしたら、合併したけど一つもよくならへんというふうな感じを受けたり、そんなちょっとそれぞれの旧町の中でも、まだまだ違和感があるというふうに思っておりますし、これをいち早く一つの町なんだという町民の皆さんに認識をいただくことが、やっぱり第一ではないかなというふうに思っております。

ですから、アンケートの中にありますように、いろんな要望事項とか、してほしいことがあるわけですが、すべての町民に満足のいくということは不可能でありまして、やっぱり町長がおっしゃられるように、町の財政に入ってくる部分も限りがありますし、町長がおっしゃるように身の丈に合った中でメリハリをつけて、一つ一つ町民の要望にこたえていっていただきたいなというふうに思っております。それにはやはり町長もおっしゃるように、行政側だけでできる問題ではありませんし、行政・町民・地域が一体となって、協働の中で進めていくことが重要であるなというふうに思っております。

そういったことで、今後、一層一体感の醸成ということに、町長に努力をいただきたいなということを申し上げておきたいというふうに思います。

それから、また教育問題におきましては、教育長がごもっともなことを今おっしゃっていただきましたので、当然、大人が変わらなければ、子供たちも変わらないということでもありますけれども、今後、こういった徳育が教科化されたことによりまして一層、もちろん大人も変わって、子供たちにもそうして基礎・基本をしっかりと教え込んでいただくということも重要であります

し、この徳育が今後どういった具体的な状況で進むのか。

今までですと35時間の中で、副読本も使いながらやってきていただいたというふうにお聞きしたんですけれども、今後はそうした教科化されるということで、もちろん教科書も出てくるでしょうし、なかなかしかしながらこの徳育というのは、ベテランの先生であつたらですけれども、若い先生等につきしては、まだまだやっぱりそういった点についても、認識もなかなか出てこないだろうというふうに思いますし、そういった点でもやっぱりそういった専門の先生の講師を招いたりされる教育が、始まろうというふうに思うんですけれども、その辺の具体的な点について、もしわかっている点がありましたら、お聞きしたいというふうに思います。

そしてまた先生たちもこの徳育については、やっぱり校長とか上に気を使い過ぎて、萎縮をして、しっかりとした教育ができないと、現在でもそういうことがあるかと思えますけれども、やっぱり先ほど京丹後市のことも申し上げましたけれども、しっかりと信念を持って、先生にはこの徳育に臨んでいただきたいというふうに思いますが、教育長のご見解をお尋ねいたしたいというふうに思います。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） 森本議員さんの2回目のご質問にお答えいたします。

1年目の18年度は、前にも申し上げましたように、それぞれの旧町が引き継いできてた事業、あるいはやり方等々を遵守したような形での予算組みでございましたけれども、19年度につきましては、できるだけそれを垣根を超えた中で、見直すべきものを見直し、また、取りやめることによって、また新たなものを生み出していくというような、そうした考え方で予算編成をさせていただいたところでございます。

おっしゃるように、なかなか旧野田川におきまして、5つの村が1つになりますには、やっぱり50年近くかかってきておりますので、やはりそのことについては今までと比べてどうだということは、なかなか今後についてはそれができにくい状況である。そのために合併したという、1町ではなかなかやっていけないんでということでございますし、この通告の中でも「より負担は低く、サービスは高くとの観点から与謝野町がスタートいたしました」ということですが、こういうふうに認識してもらえる町もあるでしょうし、いや、そうではなしに非常に財政が苦しいと。ですから合併することによって、できるだけ今までのサービスはキープしながら、なおかつ財政的にやっていける方法がないかというように、そのためには若干サービスも落ちるというふうな理解の方もあってしょうし。

とは言いながら、合併したわけでございますので、やっぱり今後については、この与謝野町としての身の丈に合った施策というものがどういうものか。また、予算執行はどういうとりに配分していくのが一番いいことなのかということ、やはり真剣に考えていく必要があると思えます。

先ほど言いましたように、やはり不満に感じておられる、不安に感じておられるようなところに、やはり町としても予算の配分をしていくことが、大事なんではないかというふうなことも含めまして、今回のアンケートをしたことによって、やはり課題等々も見えてきたというふうに思いますので、それらをやはり大事にした中で、できるだけ住民の方たちのそうした思いを盛り込めるような、そうした総合計画にしていかなければならないなというふうに思いますし、一つ一つの積み重ねによって、一体感の醸成を図ってまいりたいというふうに考えております。

そのためには何回も申し上げますけれども、行政だけでは、これは成り立たない話でございますので、ある程度の住民の方の参画をいただいたり、あるいは負担や協力をいただかなければならないことが多々出てまいりますので、その点も含めて、この与謝野町の出発に当たっての、やはり町を考える、これからのまちづくりを考える大事な機会として、とらえてまいりたいというふうに考えております。

議長（糸井満雄） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） 森本議員の私へのご質問にお答えさせていただきます。

教育再生会議の第2次最終答申で話題にされていたわけでございますけれども、それを受けて、これがどのように学校の現場で取り組まれるのかというご質問でございました。

これはまだまだ先になると思っております。いわゆる教育再生会議はご案内のように、これは首相の諮問機関でございます。だから、あれは首相に諮問を答申するわけですね。そしてそれを今度は首相がどのようにそれを受けとめ、そしてそれを文部科学大臣にどう指示を出し、そして文部科学大臣がそれを受けて、今度は中央教育審議会に諮問する形になります。そこで検討して、結果が告示されて、指導要領の中に位置づけられていきます。

したがって、今、再生会議があつた提案したものが、即、学校現場で取り組まれるという形ではございません。したがって、我々はそれにつきましては、当然、注目しているわけでございますし、その間は先ほど述べましたように、現在行われているものを充実させながら、徳育の教育を推進すると、そのように思っております。

それから、その推進に当たって若い教員が、校長の顔色を見て萎縮したりしないかということでございますけど、校長はそれほどの権限を持つおるかどうかというのは、疑問もあるわけでございますけれども、むしろ教員を今萎縮させてますのは、先ほど議員が質問の冒頭に紹介されましたことでの新聞記事でも書いて、京丹後市の教育長が述べておりましたように、一般的に言われている言葉で言いますとモンスターペアレンツ、モンスターママに、むしろ萎縮しとるわけでございます。学校の中で教員が萎縮して、十分な教育活動ができないということは、断じてあってはならないことでありまして、また若くても、道德の授業をしながら成長していただきたい、そのように思っております。

昨日の江陽中学校の研究授業の報告が校長からありましたけれども、校長もそのように申しておりました。

以上でございます。

議長（糸井満雄） 森本議員。

- 14番（森本敏軌） 与謝野町がやっぱり合併してよかったなど言える、禍根を残さないためにも、やっぱり持続可能な町として、町長もこのアンケートをもとに総合計画に盛り込んで、いい町をつくっていかうというふうな思いも聞かせていただきましたし、また、教育長にも大人が変われば子供も変わるということで、当然、我々大人が変わらなければならないというふうに思いますけれども、そういった中で、しっかりと子供たちが一人前の人間として育つように、今後も一層の努力をお願いをいたしまして、質問を終わります。

議長（糸井満雄） これで森本敏軌議員の一般質問を終わります。

ここで休憩をしたいと思います。ただいま50分になるところでございますので、3時5分ま

で休憩をいたします。15分間休憩します。

それでは休憩します。

(休憩 午後 2時47分)

(再開 午後 3時05分)

議長(糸井満雄) 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、9番、井田義之議員の一般質問を許します。

9番、井田義之議員。

9番(井田義之) 皆さん大変お疲れ気味のようでございますけれども、しばらくよろしくお願いをいたします。

通告に従いまして、2つの点について質問をさせていただきたいというふうに思いますけれども、先ほど森本議員が新町の一体感ということを言われました。「新町の一体感の醸成を図る」「住民の一体感醸成のため」「新町の一体感を醸成するため」、今、町政懇談会に回っていただいております中に、3つその言葉があります。

一生懸命に行政の方としても、一体感を醸成するために頑張っていたというところの、あらわれだろうというふうに思いますけれども、より一体感を増すための質問なり、提言をしてみたいというふうに思います。

質問の要旨に書きましたように、アナログからデジタルへ、この秋には地上デジタル放送の試験電波が流されます。町内にも難聴地域があると聞いてますけれどもということで、質問いたしておりますけれども、この点につきましては、以前、不穏当という言葉で、取り消しを皆さんにお願いをするような発言もしながら、質問をさせていただきましたので、私の言わんとするところは、大体わかっていただいておりますというふうに思いますけれども、一般質問で取り上げさせていただくのは初めてであります。

いよいよアナログ放送が4年後にはなしになりまして、デジタル放送に全部が切りかわると。企画財政課長にも、国の責任において、何らかの補助ができないのかというような質問もした経過がありますが、いずれにいたしましても、当町におきましてもそういう難聴地域があるということです。

先ほど言いました町政懇談会に、私も2回ほど顔を出させていただきましたけれども、その中では光ファイバーと言うよりも、加悦町でやっておられるK Y Tの放送が、全町的にできないかという質問も2カ所とも出ておりました。それを踏まえながら、一体的に質問をさせていただくわけですが、まずは先ほど言いましたように、デジタル放送になったときに難聴地域が何カ所ぐらい当町にあるのか。既に調査をしていただいているというふうに理解をし、その質問をさせていただきます。

きのうでしたか、上山田でしたか、企画財政課長が、アナログ放送とデジタル放送の電波の強さを説明しておられました。アナログよりもデジタル放送の方が、電波が弱いということを知りましたというようなことを、企画財政課長が申し上げておられましたけれども、実際には私が思っておりますのは、アナログ放送の場合には乱れてでも入ると。デジタル放送の場合には乱れて入るというのではないと、もう0か100かというふうに思っております。

だから例えば我々のところでも、今は乱れた状態の中に入ることがあっても、デジタル放送にな

ったときには、100か0ということで、入るか入らないか。その辺が大変皆さんが心配されておる、大きな要素だろうというふうに思っております。

今のテレビが受けられるから、デジタルになっても全部受けられるんだということが、実態として調査をしていただいておりますならば、私が今質問をしております、どこの地域が難聴地域になるのかということ、まずお尋ねをしたいと思います。

そして、これも町政懇談会の中で申し上げておられましたけれども、いわゆる加悦町地域においてはCATVがあるから、一応デジタル対応については町が100%持つてできると。個人個人の負担は別ですけども、とりあえず大局的には町の負担でできると。ところが実際の難聴地域で、今アンテナ等を上げられるところについては、地元負担が3分の1あると。これは不公平があるということ、はっきりと行政の方も認めておられる発言もございました。

そういう中で、やはりそのことに対して、どういうふうに対応していくのか。去年の秋ごろから、この春にかけて新聞紙上をにぎわしておりましたのは、福知山とかいろんな地域で、いわゆるデジタル放送に対応するためにどうするんだと。地元負担、個人負担を十何万円してくださいというのが、福知山市の当初の提案でした。だからそんなことは、とてもやないけどできませんということで3分の1とか、最終的に何ぼになったかわかりませんが、私が知る範囲においては、その金額が3分の1まで、議会等のやりとりの中で下がったということまでは存しております。そういうことで、いわゆる町民として、どういう格好で負担が変わるということが理解できるのかなという心配を持っております。そこで先ほど言いました、この際だから光ファイバーで対応できないかなというのが、私の次の質問であります。

野田川町時代にも、加悦町がCATVをやり、また、光ファイバーが埋設されたときに質問もさせていただきました。加悦町は平成3年9月にCATVを開始され、そして平成14年には光ファイバーで対応されたという経過があります。当時、太田町長は、野田川町のときの私の質問に対して、光ファイバー対応でいきたいということで答弁をいただいた経過もあります。また、いろいろな中で、今、光ファイバーというのはもう全国あちこち、もう当然のように情報ネットワークの情報網の整備としてやっておられます。

過日、議会運営の報告をさせていただきましたけれども、岡山県的美咲町、それから広島県の世羅町に行かせていただきました。そこもやはりデジタル対応と、町民の一体感の醸成のために光ファイバーをセットされて、美咲町ではこの4月1日から運用開始と、それから世羅町におきましても今年度、19年度で半分をやり、20年度で半分をやるというようなことがございました。

議会運営とは別の視点であったわけですけども、話を聞かせていただきましたら、美咲町でも3分の1は補助金でできるんだということを言っておられましたし、また、世羅町では、これは面積が広い割には、私はちょっと少ないなと思うんですが、1町が先に進んでおったんかなということもあるんですが、15億6,900万円の総事業費ですと。そして3年計画であったのを2年計画にしたと。

これはデジタル放送に対する対応もあるんだけど、いわゆる3分の1の国の補助率の計算をすると、2年で施工してしめた方が有利だということを試算をされた中で、2年間で実施をされるというようなことも言っておられました。

いずれにいたしましても、今、時代的に、またいろんな意味でそういう時代になっております

ので、これはいわゆる町民アンケートの中にはなかったわけですが、いわゆる政治判断の中でやるべきではないかなと。岩滝町のいろんなイントラネットのことも聞いております、私も。ただそのことはそのこととして、また、今後の対応は今後の対応として、やはり今、一応デジタル放送に対する対応、また、情報網に対するネットワークの整備ということで、ぜひともお願いしたいと思うわけですが、導入する考えがあるのかどうか、お尋ねをさせていただきます。

次に、都市計画と景観条例ということで質問をさせていただきます。

岩滝地域は都市計画ということで、下水道から公園整備、いろんな事業が都市計画の中でなされております。また、加悦地域には景観条例というのがあります。これは岩滝とか加悦ということではなしに、与謝野町都市計画ですし、与謝野町景観条例ですが、そういうのがあります。

実際に私とここには、その両方の条例と言うのか、享受する義務も権利も今のところはありませんので、その件について教えていただきたいという意味も含めて、質問をさせていただいておられますけれども、都市計画法によりますと都市計画の基本理念として、「都市計画は農林と漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活、及び機能的な都市活動を確保すべきこと等、並びにこのためには適正な制限のもとに、土地の合理的な利用が図られるべきことを基本理念として定めるものとする」ということがありまして、第3条では、「地方公共団体は都市の整備、開発、その他都市計画の適切な遂行に努めなければならない」というのが、昭和43年6月に法律第100号として都市計画法として定められた。都市計画区域であろうが、なかろうが定められた一応法律ではないのかなというふうに、今、私は理解しておりますが、これも間違いであるのかどうか。

それから、加悦町のと言いますのは、与謝野町の美しく豊かな景観を守り育てる条例というのがありますが、この条例は加悦区域のすぐれた景観を守り、魅力ある景観を創造するため町民等、並びに町の責務を明らかにするとともに、計画及び基準等の策定、必要な地域の指定、行為への指導、助言等を行うことにより、美しく、住みよく、活気ある加悦区域まちづくりを進めることを目的とするというようになっておりますが、これがよそへ広がったときには、ぐあいが悪いのかなと。何で加悦区域だけなのかなということも、この件については疑問になります。

そこで私が質問をしておりますのは、こういう2つの条例があると。町民の立場から見たときに、都市計画と景観条例の相似点、相違点は、どんなことでしょうかということをお尋ねをいたしております。

と言いますのは、都市計画の法律が改正されました、これは平成16年に景観法というのが施行されて、そのときに都市計画の法律も変わっております。いわゆる景観地区を加えるということで、都市計画法の中の2カ所ほど景観地区という格好で入っております。いわゆる加悦町だけに適応している今の与謝野町の景観条例と、それから岩滝が宮津と一緒にやっておられる都市計画法に基づく都市計画指定、ここがどういように違うのかなと。また、どこが似ておるのかなと。これは行政の立場としては2つの法律だと思っておりますけれども、町民の立場としてどういように違うのかなということをお尋ねをしたいということであります。

そして、そういうことを聞かせていただきながら、今、高規格道路、312号線も間もなく完

成の目鼻がついてきました。トンネルの貫通も間近となってまいりました。そういう中で、岩屋川バイパスではいろんな開発が、スタンドができたり、またいろんな店ができたり、開発がどんどんと進んでおります。これは当然、いわゆる高規格道路の（仮称）野田川岩滝インターができるからというあたりの開発もあるというふうに思います。どんどんと開発が進む。そういうときに、やはり都市計画なり景観条例で一定の町を守るための決まりをつくりながら、できるだけ美しく、また後が使いやすい。バイパスができて道路を広げようと思っても、家が建っていて、広げられないというような状態が起きないように、道路計画も含めて与謝野町の総合計画とともに、そういう都市計画等を整備しながら、また景観条例を整備しながら、野田川町も一体化の中で、計画的に新しいまちづくりに向かっての絵が描けたらなというふうに思っております。そういうことができないのかどうか、そのことをとお尋ねをいたしまして、とりあえず1回目の質問を終わらせていただきますので、よろしくお願いたします。

議長（糸井満雄） 答弁を求めます。

太田町長。

町長（太田貴美） 井田議員のご質問の第1番目、地デジ対策と光ファイバーの1点目、町内の難聴地域の場所と対策ということでございますが、地上デジタル放送の開始予定でございますが、平成19年度末に宮津中継局、平成20年から23年にかけて野田川中継局が、NHK、民放各社とも順次開始される予定となっており、平成23年7月24日の地上デジタル放送完全移行までは、従来のアナログテレビで受信ができますが、移行に向けて個々のご家庭で計画的にテレビの買い換えや、あるいはデジタルチューナーの取り付けなど、デジタル放送対策を行っていただく必要がございます。

ご質問の町内にある難視聴地域につきましては、加悦地域ではCATVがございますので省略いたしまして、野田川地域では三河内の森林公園下住宅地付近25世帯と、梅林寺付近19世帯、岩屋区53世帯、上山田区の水戸谷周辺43世帯、下山田区の江陽住宅地周辺13世帯、そして石川区川上の6世帯の計159世帯でございます。

岩滝地域では、弓木区の68世帯と考えておりますが、住民の皆さんからの情報提供や議員の皆さんからも情報提供いただきまして、難視聴地域の漏れがないよう、さらなる調査、把握をしたいというふうに考えております。

また、今申し上げました地域や世帯数につきましては、アナログ放送における難視聴地域でございますが、デジタル放送となりますと、放送を開始してみなければわかりませんが、アナログ放送の難視聴地域の境目付近の世帯で、新たなデジタル放送難視聴世帯がふえるのではないかとというふうに見込んでおります。

地上デジタル放送の難視聴対策としましては、加悦地域ではCATV施設の機器改修のみで対応が図れることから、平成18年度の繰越明許事業により、すべて公費で改修することとしております。一方、野田川、岩滝地域では、共聴アンテナ受信施設等の改修を行うことが必要でありますので、その改修支援を考えているところでございます。

現時点における国の補助制度につきましては、国が3分の1、町が3分の1、個人負担が3分の1でございます。今後、共同受信組合等の皆さんと、協議をしていきたいというふうに考えているところでございます。

次に、2点目のご質問でございますが、CATVによる地上デジタル放送難視聴地域の解消や、自主制作番組の放送、インターネット環境の向上とブロードバンドゼロ地域の解消と、地域格差の解消とあわせて情報の共有化を図るため、全域に光ファイバーを整備したらどうかという内容だというふうに思います。

ご提案のようにCATVを拡張して、全地域に光ファイバー網を整備すれば、難視聴対策等の多くの問題が、解消されるというふうに考えております。しかし、このためには事業費が巨額であるという現実がございますが、選択肢の1つであるというふうに考えております。

この問題は、行政サービスとして何をするのか、情報通信基盤整備の到達点はどこに置くのかというふうな判断によって、整備内容が決定できるものというふうに考えておまして、例えば将来、光ファイバーによるCATVを全地域に拡張することを到達点に置いたとしても、当面は民間が整備をしてくれない。現在あるブロードバンドゼロ地域を解消することに重点を置いた場合、事業費が安価な無線技術を活用した基盤整備を行い、地上デジタル放送難視聴地域の共聴アンテナ受信施設の改修も、今の補助制度で実施することが、現時点では、正しい選択肢の1つではないかなというふうに考えております。

そして将来、到達点である光ファイバーによるCATVの拡張をすることを選択した場合、二重投資で手戻りになったとしましても、光ファイバー整備の工事はどんどん安くなって普及してきているので、手戻りになった事業費を含めても、現在20億円、30億円と言われております投資額には、ならないのではないかと試算もございます。

いろいろなお意見の中で、情報通信基盤整備の手法について、現段階では結論を出すまでには至っておりません。もしばらく整理させていただき時間をいただきたいというふうに思いますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

次に、2番目の都市計画と景観条例の1点目、都市計画と景観条例の成果、実績とのご質問でございますが、岩滝地域では昭和34年に都市計画決定がされ、岩滝、弓ノ木地区の土地区画整理事業を初め、幹線雨水排水路や街路事業の整備、都市公園の整備など、岩滝地域の社会基盤の整備に大きく寄与してまいりました。

また、加悦地域の景観条例は、平成6年11月の国道176号の供用開始に伴い、景観形成推進地区を指定し、その地区内で屋外広告物の掲示など行う場合には、その行為の届け出が必要であり、一定の約束事を遵守していただき、のどかな田園風景や大江山連峰の眺望を妨げず、魅力ある沿道景観の保全と形成を図ることを目的とし、平成7年から実施しているものであり、景観保全に一定の効果があったものというふうに考えております。

2点目の町民の立場から見た都市計画と景観条例の相違点、そして同じく相違点ということについてでございますが、都市計画は町全体など広範囲を対象にするものであり、1つには建築物の敷地の接道義務、つまり建築基準法上の道路に2メートル以上、接していなければならない。また、2番目には、敷地や建築物に対する制限がございます。また、3番目には、確認申請の義務化、4番目には、用途地域が設定された場合の制限、5番目には、開発許可や土地売買等の届け出対象面積が小さくなるなど、一定、個人の財産について使用の制限をすることで、望ましいまちづくりを目指しているものでございます。

一方、景観条例につきましては、国道176号沿線で、三河内地域境から与謝までの左右

100メートルを対象として、1つ目には、屋外広告塔の掲示、2番目には、土地の形状変更、3番目には、建築行為、4番目には、樹林及び樹木の伐採をする場合には届け出をお願いし、一定の条例で許可をするものでございます。

両制度とも個人財産の使用に一定の制限を求めるものの、まちづくりや景観の保全に寄与させることを目的に深い議論を経て、町民合意のもとで制度化されたものというふうに理解しております。

3点目の、道路網の全体計画も含めたまちづくりの構想図を早急に描く必要があることについては、議員ご指摘のとおりだというふうに考えております。

鳥取豊岡宮津自動車道の（仮称）野田川岩滝インターチェンジまでの整備も間近となっており、供用開始後の車の流れも変化してきますので、現在、町の将来像を描く総合計画を作成しておりますが、当然、その基本方針ともリンクさせていかなければならないと同時に、幹線道路であります府道の整備についても、京都府と連携を図っていく必要があるというふうに考えております。

都市計画につきましては、無秩序な町の開発は地域住民の利便性や、とえわけ防災に対し多大な悪影響を及ぼすと考えられますので、与謝野町のまちづくりを全体的に見据え、安全・安心、快適な住みよいまちを実現するための将来計画を定めることは、必要であるというふうに思っております。

町といたしましては、住民の皆様幅広く参加していただいて、この計画を策定できるよう、現在、その手法について検討を進めているところでございます。

都市計画は、個人の権利を制限することや、新たな手続きが発生し、個人にとっては財産の使用の制限が加えられることではありますが、長期の視点で、安全で良好なまちづくりのための国からの支援なども考慮に入れ、住民の皆さんの合意形成を十分図りながら、進めていきたいというふうに考えております。

以上、井田議員への答弁とさせていただきます。

議 長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） この間から光ファイバーの場合、20億円、30億円という、町政懇談会の中でもそういう答弁が出ております。それで3分の1対応の個人負担の分も話が出ておりますが、この3分の1個人負担で、また町が3分の1、地元が3分の1、この金額が合計で幾らになるのか。3分の1と言われても、どれだけかちょっとわかりませんので、それが幾らになるのかというあたりがもし積算ができておれば、お聞かせ願いたいというふうに思います。

それから20億円、30億円のことなんですが、これは大分古い話で申しわけないんですけども、瑞穂町がやられました。これは総事業費17億円でやられたんですけども、いわゆるいろいろな補助債を使うことによって半額補助と、半分近くを補助金、それ以外を過疎対策事業債で賄うこととして、補助と起債の対象外の10%以内は一般財源を充てるというような記事が以前、出ておりました、10%です。

それから、きのう私は石川へそれこそ話を聞きに行かせていただきました。財政課長が20億円、30億円ということを言われるので、ちょっと課長、帰って、私ちょっと計算してみますと言うて、計算をちょっと私なりにしてみました。

例えば光ファイバーで単純計算でしたときに24億円、総事業費。20億円から30億円と言

われますが、24億円かかるとします。補助金が3分の1で8億円ということは、残りが16億円です。16億円を、例えば岩滝町が6億円かかりますと、野田川町が10億円かかるとしたときに、岩滝町の場合には、いわゆる6億円掛ける合併特例債を使う、35%負担をすれば、自主財源を使うとしたら2億1,000万円です。

野田川の場合には、岩屋西部、川上、大宮、堂谷、町内の40%に辺地債が使えます。40%辺地債を使う、4億円辺地債を使うとしたら、20%で8,000万円の自主財源。残りの60%、6億円に35%を合併特例債を使うとしたら、一般財源の持ち出しは5億円。だけど、この辺地債で使えるのかどうかわかりませんが、辺地債の20%のうち、これも合併特例債を使えば実質的には2,800万円、自主財源の持ち出し、一般財源からの持ち出し。

町長は先ほど、光ファイバーは今後安くなるだろうと。そのときに二重投資になっても損はないというのが、今の考え方だと言われました。今、合併特例債、辺地債が使えるうちに、この事業をするのかどうか。いつかわかりませんが、今なら100%、両方が使えます。24億円という金額、私はあまりにも大きいということを頭に置きながら、この試算をさせていただきました。

一般財源の持ち出しは、5億円です。ただ、これには起債を10億円発行しますので、結局、公債比率、起債制限比率、経常収支比率等に影響してくるのも事実です。だけど一般財源の持ち出しを5億円で、今、全町の光ファイバー網の整備ができると。私はこれ概算の単純な、財政のプロではありませんのでわかりませんが、私の試算ではこうなりました。

そのことを申し上げて、再度お考え直しをしていただけたら、大変ありがたいなということをお願いいたします。

それから、光ファイバー網を設置することにおいて、最終的にどういうところまでもっていくのかということで、協議も必要だと言っておられましたけれども、私は前から言うておりますように、今後のいわゆる光ファイバーを使ったお互いの情報交換については、双方向性が絶対いいんだということで申し上げてきました。

三重県的美杉村というのが十何年前に、虹ヶ丘ができて間なしに研修に來られました。そこでは、いわゆる光ファイバーを設置をされて、平成14年ごろですけれども、その時分に60戸の老人の独居家庭があると。そこに福祉センターからテレビに向かって声掛けをして、独居老人はテレビを見ながら、何々さん、食事は済みましたか、テレビを見ておられますかということに、イエス・ノーでこたえるというような、そしてその確認をとるというようなこともやっておられます。当然、そこまでもっていくべきだろうというふうに思います。

それから近いところでは、養父市になったのか、養父町になったのかわかりませんが、養父郡4町では、そういう双方向の福祉センターといわゆる健康管理、血圧から何から全部、健康管理も、今、養父市ではやっておられます。そういうことを考えたときに、今後の福祉の中でも、大きな位置づけがあるのではなからうかなというふうに思います。

財政課長が、いろいろと迷うておるといことを言われましたときに、私はこれはもう何が何でも、アンケートがどうか、だれだれがどうかということやなしに、町長の政治判断でやっていただきたいなということ言うておりました。ぜひともそういう方向で、お願いできたらなというふうに思います。

再度、何とかいい方向でやってみようということ、検討するというようなことでも答弁がいただけたらありがたいなというふうに思います。

それから景観条例ですけれども、私が質問しました中での1つは、いわゆる都市計画法が平成16年に変わったわけです。それで、いわゆる今、加悦町のバイパス付近でやっておられる景観条例も、そういうのが都市計画法の中に、都市計画法ということは、都市計画法の余分に景観法というのができとるんですけども、平成16年に。その計算法の中に、そういうことが入ってないのかどうか。平成16年6月ですよ、その景観法というのができたのは、それが入っておるのであれば、いわゆる与謝野町としての都市計画の中にそういうものを含めて、いわゆる町民から見ると、町民が皆が平等であるというあたりの方向性を見出していくことが、一番最初に言いました一体感の醸成に、それぞれが権利も義務も平等に受けると、また権利も主張するということで、ぜひとも大切ではないかなと。

個人の財産に対して、いろんな問題があります。ただ、旧岩滝町が都市計画をさっと、都市計画法ができてすぐに都市計画区域に指定を受けられたのは、財政的なメリットがあったというふうに私は見ております。そういうことも十分に念頭に置きながら、都市計画がいいのかどうか、その辺も協議していただけたら大変ありがたいなというふうに思います。

私は平等平等と言っておりますけれども、それぞれの地区だとか、特性だとかというものは、ぜひともその地域で一生懸命になって発展させていただきたいと、また守っていただきたいというふうには思っております。ただ、行政からの指導だとか指定だとか、それから住民の先ほど言いました、受ける権利やらが一緒にならないと、いつまでもたっても3町立与謝野町から抜け切れないと。これではやはり一体感というものは、なかなか出てこないんじゃないかということ、頭を置きながら、質問をさせていただいております。

いわゆる都市計画法なり景観条例はどうしても二本立てで、岩滝町だけ都市計画、加悦町だけ景観条例、野田川町は何もなしという格好でいかれるのかどうか。これも協議をする計画があるのかどうか、その件についてお尋ねをいたします。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） まず、1点目の光ファイバーの件ですけれども、全くしないとも、まだすると結論に至ってないということで、ご理解いただきたいと思っておりますけれども、確かにそれは政治的判断かも知れません。しかし、皆さんからお預かりしている税金を使う。また、借金をするわけですから、やっぱりある程度、皆さんの気持ちといたしますか、どういうところにあるのかということ、やはり金額をこれにするには、これだけの金額がかかる。それでもいいですかというような、やっぱりそういうものかなければ、私が好きに使わせていただくというわけにもいかないというふうに思いますし、そういうことも含めて、検討が今成り立ってないというところでございます。

ただ、今一番目の前に見えております地デジ対応をしよういたしますと、またブロードバンドのゼロ地域を解消しよういたしますと、やっぱり事業費が安価な、旧野田川町時代でも考えておりました、無線技術を活用したそうした基盤整備をまず行うということ、私はまずすべきではないかなと思っております。

先ほど難視聴地域のアンテナ改修事業債が幾らぐらいかということ、担当の方は今資料を持

ってないということでございます。一概には言えませんが、前に江陽台かどこかで共聴アンテナを上げさせてもらったときも、そんなびっくりするほどの金額じゃない、数十万円だったんじゃないかなと思いますので、そうした安価な方法でも今対応できるのであれば、それについて対応していくことを、まず選択・・・。

ちょっと私の誤解のようでございますけれども、また後で回答させていただきたいというふうに思いますが、そうしたことで今の選択肢を、現時点ではそういう方が正しいんじゃないかというふうに思います。

将来的には、当然いろんな産業についても、あるいは教育、福祉についても、できるだけそうした光ファイバーによりますCATV、あるいは双方向のブロードバンド化ができることが、一番いいわけでございますけれども、ちょっと今決断をするには、もう少し時間をいただきたいというところでございます。

それから、都市計画と景観条例でございますけれども、それらを包括した、与謝野町としての都市計画を立てていこうということでございます。それにはもともとの町で取り組んでおられた、そうしたことは重要視しながら、与謝野町全体での都市計画を進めていくに当たっては、やはり相当いろいろと住民の皆さんに説明をしたり、理解をしていただいたりということが必要になるかと思えます。総合計画を立てる中でも、これも並行してやっていかなければなりませんので、それらにつきましても、今後、合意の形成に向けて努めてまいりたいというふうに考えております。

議 長（糸井満雄） 井田議員。

9 番（井田義之） 地デジの部分と、いわゆる光ファイバーをごっちゃにしてと言うたらおかしいですけど、関連づけて私は質問させてもろとるわけですね。

それで、要は関連づけたというのは、いわゆる今そうして地デジ対策にいろんな金を使う。そして光ファイバーということになると、今度はその分は完全に死んでしまうんでないかなと、各地区でやった分が、個人負担も。

そやから、そういうことをできるだけ避けて、それで特に今、個人負担がどれぐらいかかるのか、ちょっとわかりませんけれども、その辺でも川上地区は、もう既に対応されたようです、たぶん、もう対応されとるように聞いておりますけれども、実際にどこまで対応されたかわかりませんが、一応聞いておりますけれども、そういうことをできるだけ避けるために、ひとつ何とか町としての計画中で、やっていただけないかなということで質問をさせていただいておりますし、町長からもいろいろな今後の検討も答弁いただきましたので、それはもうそれで置きます。

そこで、いわゆる都市計画と景観条例ですけども、ちょっと突っ込んだことになりますけど、これは私が全然わからんということで、聞かせてもらおうということを最初に申し上げました。

都市計画については与謝野町の条例は、与謝野町都市計画審議会条例しかないんですね。都市計画に対する条例というのは見当たりませんでした。私の探し方が下手くそなんかもわからんですけど、見当たりませんでした。それから、与謝野町の美しく豊かな景観を守り育てる条例については、いわゆる事細かく条例の中に入っております。

それで今お尋ねするのは、いわゆる両方とも審議会を設置すると、15人以下の審議員を選ぶということなんですが、これ審議員ができておるのかどうか。

と言いますのは、この2つの条例の中で、内容的に細かくは言いませんけれども、景観条例と、私が見る範囲においては、都市計画と似たようなところであるんです。その辺を1つのもののできないかなということなんですが、そこで審議員さんがあるのか、ないのか、できとるのか、できてないのか。

これは平成18年3月1日から施行するというので、もう施行して結構になっております。それで、特に美しい景観を守る方は、町議会の議員も1人入ることになるとるんです。これはもしできとるとしたら、どなたが入っていただいとるんかなというあたりも、聞かせていただければありがたい。もうこれを最後の質問としますので、よろしく申し上げます。

議 長（糸井満雄） 町長。

町 長（太田貴美） 詳細について、きょうは建設課長が出ておりませんが、西原主幹の方にお世話になります。

議 長（糸井満雄） 西原主幹。

建設課主幹（西原正樹） 都市計画審議会につきましては、現在、区長さんの方から一応委嘱させていただいとるふうな状況でございます。ただ、都市計画の審議会というものは、例えば土木事務所の所長さんとか、そういうふうな有識者も入れて構成するというふうになってございますので、今後そういったことにつきまして、京都府の方ともご相談させていただきながら、審議員さんを決めていきたいというふうにご考えておるところでございます。

9 番（井田義之） まだできとらんということですね。

建設課主幹（西原正樹） そうです。

それから、景観条例の方でございます。これにつきましては、旧町までの期間につきましては、そういった委員さんを設けて、審議がある場合に審議会を開かせていただいております。

しかし新町になりましてから、まだその審議員さんの方が、きちっとまだ決まっていないうふうな状況になってございまして、大変申しわけなく思っているところでございます。

今後早急に、その点も含めまして、検討させていただきたいというふうにご考えておりますので、よろしく願いいたします。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） 条例につきましては、やはり都市計画等をきちっと定める中で、新たにつくり直すという作業が必要になってくるかと思っておりますので、その時点で考えさせていただきたいと思っております。

9 番（井田義之） これで終わりますけれども、景観条例あたりは、実際動いとる部分があるんやないかなということで、ちょっと心配をしておるということを申し上げて、終わります。

議 長（糸井満雄） これで井田義之議員の一般質問を終わります。

ただいま10分前でございますので、4時5分まで休憩いたします。

それでは休憩します。

（休憩 午後3時52分）

（再開 午後4時05分）

議 長（糸井満雄） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、11番、勢旗 毅議員の一般質問を許します。

11番、勢旗 毅議員。

11番(勢旗 毅) それでは、本日は私でしまいでございませう。あとしばらくおつき合いいただきたいと思っております。

第10回6月定例会に当たり、議長のお許しをたないいただきましたので、かねて通告をしております3点につきまして質問をしたいと思っております。よろしくお願ひします。

まず、第1点目の質問は、バイオマスタウン構想についてであります。

太田町政がスタートいたしましてから、1年余り経過いたしました。この中で、他に誇るべき取り組みとしてあらわれてきたものに、福祉は大きな柱ですが、もう一方の柱として、いわゆる廃食油、天ぷら油をディーゼル燃料として使っていく。現在はNPOが中心的な役割を担っていただいておりますが、菜の花プロジェクトでありますとか、町の花、ヒマワリ畑等の取り組みが進められており、これらは大きなバイオマスの素材ではないかと、このように思っているわけでございます。これは国のバイオマスタウン構想と整合しており、少し整理をすれば、さらに発展させることができる、このように考えておるところでございます。

今、我が国のキーワードは「健康」と「環境」であります。特に、この環境の中でもバイオマスに関しては、国は平成22年度に、全国で500の市町村をバイオマスタウンになることを目標としています。今バイオマスには、予算にかかわりないところから金は限りなく出てくる、私はこのように考えておまして、太田町長にも、ぜひその立場でご努力をお願いしたい、このように思っております。時流に合った研究なり思いが認められれば、予算に乗らない金が、この日本にも幾つかのポケットの中からもまだまだある、このように私は考えておるものでございます。

このバイオマスにかかわった先進地を見ますと、例えば岡山県の真庭市というのがございませう。この場合、木質バイオマスの活用ということで、19年度から本格的に実験事業が開始されようとしておりますが、平成12年に木質副産物の製品化の方向の研究ということで、財団法人電源地域振興センターから1,300万円、13年度に木質資源循環型産業クラスターの調査ということで、財団法人中国活性化センターから1,300万円、14年度に循環型社会に向けた広域連携等の研究、国交省地域整備局から1,000万円、平成16年度に木質系循環型クラスター支援調査、中国産業化活性化センターから100万円、やっと17年度になって間庭市バイオマス利活用計画の策定ということに入ったわけでございますが、このときは農水省の交付金が1,000万円出ております。このように国の予算に出ないところから、こういった金を引っ張ることが、私はまだまだ可能だと、こういうふうにお願ひして、このバイオマスというのは、今がそのタイミングではないかと、このように考えております。

ご案内のようにバイオマスの利活用は、温室効果ガスの排出抑制による地球温暖化防止や、資源の有効利用による循環型社会の形成に資するほか、地域の活性化や雇用につながるものと考えられるからであります。

バイオマス日本総合戦略におきましては、バイオマスを廃棄物系バイオマス、未利用系バイオマス、資源作物の3つに区分しておりますが、与謝野町は多くの森林や農業系廃棄物等の利用系バイオマス、資源作物を有しておると、このように考えておまして、町内のあちこちでは、ヒマワリの種からのバイオディーゼルを目指す動きも報じられております。これまでのNPOにとどまらず、行政も積極的に参加する必要があると考えます。

この真庭市の場合はバイオマスのツアー、こういったものまでメニュー化されておりまして、全国からその視察団の受け入れがされておりますし、全国と交流をする、こういう体制が今組まれております。地域のそれぞれの特色を生かして、バイオマスの利活用を進める。例えば本格的に取り組めば、丹後の山では少ないとも研究者の意見もあります。そのためには、それぞれの地域がみずから検討、みずから実行できるということが条件ですが、市町村が実施主体となり、具体的には構想をつくることで、NPOを含めて町と一体となった活動ができる、このように考えます。そのための財政措置が可能になると考えております。

これは農水省が窓口になって進めてられており、それぞれの役割がきちっと評価をされることで、さらに発展をさせることが可能と、こういうふうに考えております。新しい地場産業への夢を持たせるバイオマスタウンの構想の認定を得て、新しいまちづくりを進め、活性化を目指すべきではと、このように考えておりますので、町長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

2点目の質問は、今、町民の多くが最も心配をされておりますのは、300年にわたって丹後を支えてきた地場産業の崩壊前夜の状況であります。誘致企業においては、縮小への懸念であります。また、働く場が拡大しないことへの苛立ち、こういった厳しい状況の中、先ごろまとめられまして、私どもにも配付をいただきました「与謝野町地域雇用創造調査事業報告書」が、地域経済研究所、こういったところからまとめられて、作成をされ、配付を受けました。

この調査研究事業の趣旨は、資源特性を効果的に活用した産業の振興を図り、持続的な地域の雇用創出に資するとされており、現在の雇用の状況や、産業振興の行政における取り組みのその方策まで記されております。

少し内容に触れてみますと、まず人口予測を2030年に2万456人と推計し、20歳から69歳までの労働可能人口は約25%減少。産業においては、特に織物業については、13年度から16年度の間160カ所の事業所が廃業し、429人の労働者が減少したと、こういうふうに言われておりますが、和装需要の減退はあるものの、織機の減少や従事者の高齢化による減少もあって、次の世代への投資も限界がある。こういうところから、地域にストーリーや物語性を持った、そういった話題をつくりながら、抜きん出た技術をつくっていかないといけないかと、技術の高度化が求められております。行政を初めとして、一層の支援機関による支援事業の実施、基盤的な技術の高度化を行い、活性化につながる事業の必要性が訴えられています。

厳しい小売商業についても、平成3年を100とした場合、年間販売額は47%まで低下し、事業所統計でも廃業数が新設数を上回る中で、他店になる特徴を持った店づくり、商品構成が示されていますが、インターネット販売で販路を広げることが逆に競合し、さらに厳しくしている、このような結論が出されています。

こういった前提条件の中で、雇用創造の数値が一定算出されておりますが、年間に89.9人雇用増加の数値目標が立てられています。現実に可能なかと思えるのは、福祉サービスの8.7人のみではないかなと、こんなふうに考えております。

また、与謝野町における取り組み例として、クラスターというあらゆる関連を駆使した事例が示されていますが、例えば福祉クラスターでは、シルバー人材センターの領域と思えるものもあって、とても事業と呼ぶことはいかがかなと、こう思える例示もございました。

地元有識者のヒアリングでは、現状がよく出ていると、このように思っていますが、結論として報告書を読んだ感想は、企業は来てくれない、地場産業は先細り、高齢化は進むばかりと嘆いていても始まらない。自分の住んでいる町をだめだと、こう言ってもそれだけではよくならない。むしろ与謝野町はこんなところだ、こんないいところなんですよというふうに言い切る。そして内発的な取り組みの中で、まだまだ取り組める分野はあるということをおっしゃっているのではないかなと、こんなふう感じたわけでございます。

まず町長に、今、この報告書の評価をどのようにされておられるのか、お伺いをしたいと思います。

また、行政における取り組み方策のトップに、丹後織物工業組合が所有する岩滝加工場グラウンドへの早期企業立地がうたわれていますが、どのような経過になっておりますのか。あわせて、現在、町が企業誘致の適地として上げているのは、何カ所が京都府とも調整をされた用地になっておりますか。

この報告書はかなりのボリュームもあって、用語もなかなか難しいです。今後の指針となるのかどうかは、現状の押さえ方もあって気になるところですが、担当課とはどの程度調整をされ、あるいは担当課の努力によって、国の支援事業として採択をされたのか。このあたりについてお伺いをいたしたい、このように思っております。

第3点目の質問は、介護保険料にボランティア制度の導入についてであります。

先ごろ厚生省から、特別養護老人ホームといった介護施設等でボランティア活動した65歳以上の高齢者について、介護保険料を軽減することができるとの見解が出されております。介護保険料は40歳以上が負担をしていますが、今後ふえる高齢者の社会参加や地域貢献を促し、高齢者自身の健康増進を図ることがねらいとされています。

また、このボランティア活動に応じてポイントをため、ポイントで介護料を支払いたいと申し出ることで、換金して保険料の一部に充てるなどの仕組みや、商店街が発行するクーポン券との交換も可能とされております。使い方では、地域の活性化にも結びつける方向も例示されており、この導入については市町村の判断、このようにされておるところでございます。既に導入することを表明をされている自治体もあると言われておりますが、本町においてはどのように考えられておりますか。

また、交通違反の講習についても、現在では介護施設等でボランティア活動を起こった場合は、時間の短縮が認められていること等からも、前進的に考える必要あるのではないかと、このように思っておりますが、以上、3点について質問をいたしますので、町長のご所見をお願いいたします。

議 長（糸井満雄） 答弁を求めます。

太田町長。

町 長（太田貴美） 勢旗議員ご質問の1番目、バイオスタウンの構想づくりをとのことですが、バイオスタウン構想につきましては、平成14年12月にバイオマス日本総合戦略が閣議決定されました。これは枯れてなくなる恐れのある化石資源から、生物資源によるエネルギーの利活用を推進しようとするもので、平成17年2月に地球温暖化対策にかかる京都議定書の発行とともに、一層重要視されてくるようになってまいりました。

この構想は家畜排雪物や食品の残渣、未利用の木材等、地域にありますバイオマス資材を把握

し、有効に利活用する計画を自治体が策定し、推進することとされ、平成18年9月現在で、全国で60地区が策定しており、国は平成22年度までに300地区を目標としております。

このバイオスタウン構想の策定につきましては、与謝野町にとっても非常に重要な課題であるというふうに認識しておりまして、特に当町におきましては、けさほど来、質問にも出ておりましたように廃食油のバイオ燃料化や、その燃料を使用した車の導入、さらにおからの堆肥化、絹の残系の食品化等、全国に誇れる先進的な事例がございます。

バイオスタウン構想は、これらを1つの組織としてまとめ上げ、さらに有効なバイオマス資源の利活用を図ろうとするもので、今の姿をさらに発展させたものにほかならないというふうに考えております。

ただ、国の総合戦略にもありますように、民間における市場原理に基づいた展開を基本としており、役割の分担等、調整すべき点が多いというふうに考えておりまして、まずは町内における取り組みの交流や、未利用資源がどれだけあるかを把握することが先決でございます。

したがって、今後こういった部署が担当するのかというふうなこともまだ決まっておりませんが、構想実現に向けて交流や、あるいは調査から実施していきたいというふうに考えております。

次に、2点目の「与謝野町地域雇用創造調査」をどう生かすかについてでございますが、勢旗議員もご承知のとおり、雇用の安定、創造は、旧3町では共通の課題でございまして、雇用問題を積極的に取り組んでいくこととし、合併を契機に商工観光課の中に労働雇用対策係を設け、その具体的な取り組みの第一歩として、厚生労働省が募集しておりました地域雇用創造支援事業のメニューの中に、地域の雇用創造につながる調査研究を実施できるという、そうした事業がございましたので、申請を行いましたところ、町として労働雇用対策係を置いて雇用問題に取り組もうとしているという、そういった姿勢を評価していただき、京都労働局や京都府の後押しもいただきまして、全国60カ所の中に選定され、実施していただけることになったものでございます。

報告書につきましては、調査研究を実施いたしました株式会社地域計画研究所から、町が組織します地域雇用創造協議会の皆さんに調査結果の説明、確認をいただき作成したもので、現状分析から課題を洗い出し、クラスターという考え方をもとに計画を提言するという流れで記述されておりますので、一定の評価ができるものというふうに思っております。

しかしながら、報告書のとおり実行すれば、産業が活性化して雇用が生まれるなどという簡単な問題ではございませんので、現在、策定作業を進めております与謝野町総合計画に沿って策定する、雇用創造計画の検討の中で、活用していきたいというふうに考えているところでございます。

次に、報告書の中で、岩滝加工場グラウンドが企業立地の適地として掲げられていることについてでございますが、雇用の創出には、現在の事業所の活性化による方法と、企業誘致による手法がございまして、ご指摘の件は、企業誘致を早急に進めていく候補地として具体的に上げているもので、丹後織物工業組合からは、旧岩滝町のときから企業用地等として活用できないかというお話を伺っており、出入り口の問題等課題もございまして、企業立地可能な土地と理解をいたしております。

当グラウンドにつきましては、京都府企業立地推進協議会にも、企業立地可能な場所として登

録しており、引き合いがあれば積極的に取り組みたいというふうに考えておりますが、現在のところ、そのような話に至っていないのが現状でございます。

また、町内の適地の状況ですが、特に定めてはませんが、今後においては町内の中山間地に候補地を求める調査を行っているところでもございます。

最後に、地域雇用創造調査研究報告書の策定に当たって、町がかかわった調整についてお答えいたします。

報告書策定に当たりましては、織物実態調査等のデータの提供や、地元有識者ヒアリング先の紹介など、調査研究がスムーズに進むよう協力をしております。

さらには、報告書に盛り込んでいただきました内容等については、担当レベルで何回も意見交換を行い、協議、調整をしております。

なお、今回は調査であり、当町における実態を素直にご報告いただくことが大切と考え、調査研究を実施しました株式会社地域計画研究所の意見等に、町の思いを盛り込むようなことは行っておりませんので、与謝野町のことをよくご存じの方々が読まれますと、そんなことはないというふうな違和感を覚えられる部分もあろうかもしれませんが、外からの視点ということで、逆にここに雇用創造につながる大きなヒントがあるように考えております。

次に、3番目の介護保険料にボランティア制度の導入をとのご質問でございますが、厚生労働省はことし5月、高齢者がボランティア活動を通じて社会参加、地域貢献を行うとともに、高齢者自身の健康増進を図ることを目的として、介護支援ボランティア制度を導入することといたしました。

制度の内容は、市町村の裁量で、介護保険の地域支援事業交付金を活用し、介護保険料の軽減を図るというもので、具体的には市町村が指定した管理機関で交付金を支払い、管理機関は交付金の管理を行うとともに、ボランティア登録者が介護施設や在宅で支援活動を行った場合の評価ポイントを管理し、そのポイントを介護保険料の支払いに充てたいとお申し出があれば、管理機関は管理している交付金から、ポイントに相当する額を市町村に支払うというものでございます。したがって、介護保険料自体を減額や免除するものではありません。

この介護支援ボランティア制度は、昨年、東京稲城市が構造改革特区を申請し、千代田区も制度創設に向けての要望書を提出するなどの動向を受けて、導入されたものでございます。

稲城市では、本年度のできるだけ早い時期にモデル事業としてスタートし、平成20年度から本格的に実施したいというふうな考え方のございまして、現時点では、本年度中に介護支援ボランティアの募集、管理機関には社会福祉協議会を指定し、登録者はボランティア活動の受け入れ機関で活動を行い、その評価ポイントを20年度の介護保険料から使用することとし、限度額は年額5,000円とするという案のございまして。

京都府内の市町村には、制度実施の動きは見受けられませんが、高齢者がボランティア活動を通じて他の高齢者を支援し、高齢者自身も社会参加活動を通じて、健康増進、介護予防につながるることになりますので、有効な制度でないかというふうに考えております。

また、本町まちづくりの自助・共助・公助の協働を築くことにもつながりますので、職員に研究をさせたいというふうに考えております。

以上で、勢旗議員への答弁とさせていただきます。

議 長（糸井満雄） 勢旗議員。

1 1 番（勢旗 毅） ありがとうございます。

今、町長の方からご答弁をいただきました。特に、1番目のバイオスタウン構想、これは私は岡山県の例を申し上げました。1つは、今、農水省が窓口、けさの服部議員さんのご質問のお答えの中で町長は、なぜ農水省かという話がありましたが、私は各省庁間で、非常な今綱引きがされた結果、こうなったと思っております。

せんだっての金曜日に、近畿農政局が窓口でございますのでお伺いをしますと、まだ京都府北部で手を挙げたところは、夜久野町の部分ぐらいしかない、こういうふうにお答えのようでした。が、できるだけ早くひとつご研究をいただきたいなと思っております。

それから私は関連して、そういった事業には国から、かなりな金がまだ出る余裕があるということも申し上げました。私が先ほど言いました雇用創造調査事業ですね、この場合も、町の予算書にも何も載ってなくても金が出ているわけですね。こういうのが、まだまだ私はあると、こういうふうにお思っておりますので、ぜひひとつご研究をいただきたいなと、こんなふうにお思っております。

要は、せっかくNPOや住民の方々がいろんな取り組みをやっている。町長はこれまでの答弁では、NPOにやらせるところに意義があると、こういった答弁もございましたが、やはりNPOといえども財政的な部分も必要だと、こういうふうにお思っておりますので、町がひとつ支援をするような格好を、国から金をもらってきて、そういうご研究をいただきたいなと、このように思っております。

それから、2点目の雇用調査の関係については、ご説明をいただきましたので、よくわかりました。ひとつこういったことを契機としながら、いろんなまちづくりの中で、これが生かしていただけたらなと、このように思っております。

それから、3点目のこの介護保険料の関係につきましては、若干、私の誤解もあったかと思えますけれども、有効な制度と、こういう認識でございますし、いわゆる今までと変わって非常に大胆な試みだなと、このように思っております、ひとつできるだけ早く、こういった研究に着手をしていただきたいなと、こんなふうにお思っております。

京都府下で、ほかがあるかどうかということは別にして、やはり市町村のいろんな工夫が大胆に生かされると、こういった意味で、この制度というのは有効ではないかなというふうにお思いますが、今の関係で、町長の特にご意見がありましたらお聞かせいただいで、終わりたいと思います。

議 長（糸井満雄） 太田町長。

町 長（太田貴美） 1点目のバイオスタウンの構想づくりについてですけれども、せんだってでしたか、近畿農政局の方からも、この件につきまして振興局を通じてお話に来られたことがございます。具体的な内容につきまして、お話も聞かせていただきました。

今後の方向性としては、やはりこうした構想をつくった中で、民間の方たちの支援をしていくというスタンス。また、先ほど出てますこうした地域雇用創造調査なども、やはりそうしたものと同じ内容であろうかというふうにお思います。

これらにつきましても、総合計画にぜひ生かしていきたいというふうにお考えしておりますし、今

ちょうどそうした国の流れも、いろいろと各省庁ごとのおっしゃるような綱引きの中で、有効な町が活性化する、力をつける、そうしたいろんな試みがされております。そうしたことが1つでも、与謝野町にとっても今後の将来を導いていく上でも大きな力になりますものを、やはり見きわめながら取り組んでまいりたいなというふうに思っておりますし、この最後のおっしゃってました高齢者が高齢者を支援するような、今までのボランティアバンクといったような、その高齢者版みたいなところだというふうに思いますけれども、そうしたことにつきましても、やはり世代と言いますか、社会的な背景の中で、国がいろいろと打ち出してくる1つの方法だというふうに思います。

こうしたことも、できるだけ早く研究なり検討をして、取り組めるものがあれば、素早く取り組んでいくような、そういう方向で進めてまいりたいというふうに考えております。

1 1 番（勢旗 毅） どうありがとうございました。

総合計画の中で、これらのことがそれぞれ生かされていくようにという思いでございまして、ひとつよろしく願いをしたいと思います。

ありがとうございました。終わります。

議 長（糸井満雄） これで勢旗 毅議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会します。

あすも午前9時30分から、一般質問を引き続き行いますのでご参集ください。

ご苦労さまでした。

（散会 午後 4時32分）